

令和元年度 相楽郡広域事務組合の概要



和束町



木津川市



南山城村



笠置町



精華町

京 都 府

相楽郡広域事務組合

はじめに



相楽地区ふるさと市町村圏は、木津川市と相楽郡の笠置町、和束町、精華町及び南山城村の1市3町1村で構成され、広域圏計画に基づく計画的な広域行政の推進、相楽会館の管理運営、大谷処理場の設置及び管理運営を初め共同処理事務の遂行を通じて、圏域の一体的な発展と圏域住民の福祉及び居住環境の向上を目指した圏域づくりに努力を重ねて参りました。

昭和56年には、相楽郡広域事務組合の設立、広域行政の一元化により広域的な事業の効率化や充実、各町村間の連絡調整の円滑化を進め、平成4年には「ふるさと市町村圏」に選定され、圏域の一体感の醸成と圏域づくりを支える人づくりに向けて多くのソフト事業を実施し、その成果をあげて参りました。

相楽圏域は、豊かな土壌と自然環境に恵まれ、京都と奈良の間にあつて、さまざまな文化の融合する文化性豊かな農村地域として発展して参りましたが、平成16年に、まち開き10周年を迎えました関西文化学術研究都市も平成18年度からサード・ステージに入っており、平成18年3月に国土交通省がサード・ステージ・プランのとりまとめを行い、同年11月にはプランを着実に実行するため、学識者・立地機関代表・経済団体・3府県・8市町等で構成する「サード・ステージ推進会議」が設置されており、本都市の新たな展開を目指して取り組みが進んでおります。

また一方で、少子・高齢化の進行と人口減少社会の到来、情報通信技術の進展、社会経済のグローバル化やボーダレス化、地球環境保全に向けた対応など、わが国そして本圏域を取り巻く社会経済情勢はかつてない変革期を迎えています。また、平成の大合併による自治体再編により、地方分権の推進とともに、国と地方の機能分担や地域間の連携強化が求められています。さらには、さまざまな分野における構造改革と規制緩和も着実に進行しています。

本圏域におきましても、市町村合併により平成19年3月に「木津川市」が誕生しました。このことにより、本組合の構成市町村は6町1村から1市3町1村へと変わり、新しい時代が幕を開けました。京都府南部の振興・発展に向けた役割を果たすうえでも、本圏域の一体的な発展を推進する取り組みが一層重要となります。

第2次の「相楽地区ふるさと市町村圏計画」が目標年次を迎えたことを受けて、その成果を受け継ぎ、構成市町村の協働のもとに、よりよい圏域づくりを進めていくための指針として平成30年1月に、平成30年度（2018年）を初年度とし、令和4年度（2022年）を目標年度とする「第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画」を策定しました。

「相楽郡広域事務組合の概要」は、圏域の状況と広域行政の組織、活動内容などをまとめたものです。今後共、広域行政へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年6月

相楽郡広域事務組合

代表理事 木村 要

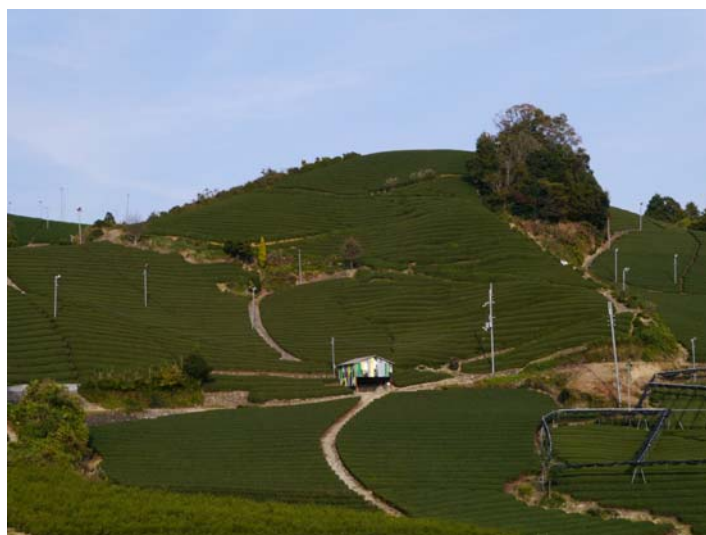
地域の概要

相楽圏域は、京都府の南端に位置し、滋賀県、三重県、奈良県と境を接しており、木津川市と相楽郡の笠置町、和束町、精華町及び南山城村の1市3町1村で構成されている。総人口は122,933人（平成31年3月31日調）である。面積は、263.37km²で南北から北東に長く伸びた形をしており、東部から東北部にかけては山地と高原、西北部は低平地、西部は緩やかな丘陵地となっている。地域の中央部には、木津川が東から西に流れ、木津川市の旧山城町と旧木津町の接する付近で直角に曲がり北流している。木津川は3～4世紀頃から既に交通路として利用され、人・もの・文化の往来が活発に行われた。

奈良時代には一時期平城京から恭仁京（木津川市内）に都が移され、平安京遷都後も平安京と平城京を結ぶ街道上の拠点として、さまざまな文化の融合する文化性豊かな地域として発展した。また、鎌倉時代末には、笠置山が元弘の乱の舞台となり南北朝の内乱に巻き込まれたが、村々が名主を中心に団結、守護勢力を山城国内から追放して8年間の自治を実現し、その後室町時代には惣国として発展するなど、歴史的に農民の自治意識の高い地域である。江戸時代には木津川の治水、新田開発に力が注がれ、薪や炭、肥料などの物資の運搬で、淀～木津間の水上交通が活発になった。

地域の基幹産業は農業で、中心作物は茶、野菜、米、果樹、花き、たけのこなど多種多様である。中でも特産品の茶は、京都府の茶生産量の中で高い割合を占めている。

また、奈良、大阪、京都市への通勤圏にあり、昭和50年代から近郊ベッドタウンとしての開発が進んで来た。昭和60年代に入ると関西文化学術研究都市（学研都市）建設が京阪奈丘陵地帯で開始され、相楽圏域にはセンターゾーンを含む4クラスターが精華町と木津川市に立地し、順調に建設が進んでいる。このように、相楽圏域は、長い歴史文化と豊かな文化に恵まれた農村地帯に最先端の都市や住宅が共存する多面性を持つ地域としての様相を見せ始めている。



1. 組合の構成

①関係市町村数 1市3町1村

②関係市町村名 木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村

③人口・面積データ

市町村名	人口	世帯数	面積 (km ²)
木津川市	77,532	30,606	85.13
笠置町	1,312	639	23.52
和束町	3,937	1,709	64.93
精華町	37,427	14,959	25.68
南山城村	2,725	1,239	64.11
計	122,933	49,152	263.37

※人口及び世帯数は、平成31年3月31日調、面積は全国都道府県市区町村別面積調（平成30年10月1日現在）

2. 組合の沿革

昭和26年 9月 1日 相楽郡町村税滞納整理組合設置

昭和44年 9月 1日 相楽郡衛生管理組合設置

昭和46年10月 大谷処理場完成

昭和47年10月26日 相楽地区広域市町村圏協議会設置
(昭和48年3月相楽郡町村会、相楽会館の建設を決定)

昭和48年12月11日 相楽郡町村事務組合設置
(相楽郡町村事務組合は、完成後の相楽会館の管理運営事務と町村税の滞納整理事務を取扱うことを目的としたもので、先に設置した相楽郡町村税滞納整理組合は廃止)

昭和50年 8月 福祉センター相楽会館完成

昭和56年 8月 1日 相楽郡広域事務組合設置

相楽郡衛生管理組合	}	を統合廃止
相楽郡町村事務組合		
相楽地区広域市町村圏協議会		

平成 4年11月 ふるさと市町村圏に選定
規約一部変更 共同処理事務に「ふるさと市町村圏振興事業」を追加

平成 5年 3月 ふるさと市町村圏基金3.5億円造成

平成 6年 3月 ふるさと市町村圏基金3.5億円造成し、合わせて7億円となる。

平成 6年 3月 相楽会館外壁改装工事着工、完成

平成 9年 6月 大谷処理場更新工事着工

平成10年 6月 相楽会館屋根修繕着工

平成10年 8月 相楽会館屋根修繕完成

平成13年 1月15日	大谷処理場周辺環境整備工事着工
平成13年 3月30日	大谷処理場完成・大谷処理場周辺環境整備工事完成
平成13年 6月 5日	大谷処理場竣工式
平成13年10月	相楽郡広域事務組合設立20周年記念誌発行
平成14年 5月 1日	大谷処理場水源地更新工事着工
平成14年 8月30日	大谷処理場水源地更新工事完成
平成15年 2月16日	第10回記念 相楽の文化を創るつどい開催
平成15年 5月 6日	相楽会館空調機更新工事着工
平成15年 5月31日	相楽会館空調機更新工事完成
平成16年 4月 1日	規約一部変更 共同処理事務のうち、「町村税の滞納整理に関する事務」を廃止し、新たに「浄化槽清掃業及び当該業務に係る一般廃棄物処理業の許可に関する事務」を追加
平成17年 1月12日	相楽会館大ホール壁クロス張替え・天井吹付工事着工
平成17年 2月28日	相楽会館大ホール壁クロス張替え・天井吹付工事完成
平成17年 5月23日	「相楽会館の今後のあり方検討会」設置
平成18年 4月 1日	情報公開条例、個人情報保護条例施行
平成18年 5月22日	「し尿処理事業の今後のあり方検討会」設置
平成18年11月	大谷処理場竣工35周年記念誌発行
平成19年 1月	大谷処理場の今後のあり方について報告書
平成19年 2月	相楽会館の今後のあり方について報告書
平成19年 3月11日	相楽郡町村会、相楽郡町村議会議長会が解散となる。
平成19年 3月12日	規約一部変更 構成町の木津町、加茂町、山城町が合併し、木津川市が誕生し、相楽郡の笠置町、和束町、精華町及び南山城村とあわせ1市3町1村で構成となる。
平成19年 4月	第2次相楽地区ふるさと市町村圏計画策定着手・生活排水処理基本計画策定着手
平成19年 7月	「相楽郡広域事務組合衛生手数料等適正化委員会」設置
平成19年 7月17日	一般廃棄物（し尿）処理手数料の適正化について（諮問）
平成19年 8月27日	相楽地区における環境施設整備について（諮問）
平成19年 9月 5日	相楽会館の広域的な観点からの利活用について（諮問）
平成19年10月22日	規約一部変更 会計管理者設置
平成19年10月22日	し尿くみ取り手数料の適正化について（答申）
平成19年11月19日	「し尿くみ取り手数料特別委員会」設置
平成20年 1月21日	相楽会館の広域的な観点からの利活用について（答申）
平成20年 3月31日	生活排水処理基本計画策定
平成20年 4月28日	相楽地区における環境施設整備について（答申）
平成20年 5月26日	第2次相楽地区ふるさと市町村圏計画策定
平成20年 7月28日	相楽地区における環境施設設置に関する確認書締結
平成20年12月	相楽郡広域事務組合大谷処理場精密機能検査報告書

平成21年 5月19日	相楽地域における消費生活相談窓口設置に関する研究会
平成21年10月16日	規約一部変更 「相楽消費生活センターの設置及び管理運営に関する事務」の共同処理する事務を追加
平成22年 1月19日	相楽会館講習室改修工事着工
平成22年 2月 1日	「山城南医療圏における休日急病診療所設置検討会」設置
平成22年 2月22日	相楽会館講習室改修工事完成
平成22年 2月23日	山城南医療圏における休日急病診療所設置について（諮問）
平成22年 3月 1日	「相楽消費生活センター」設置・開所式
平成22年 8月23日	山城南医療圏における休日急病診療所設置について（答申）
平成23年 4月 1日	し尿処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約施行
平成23年10月11日	規約一部変更 「相楽休日応急診療所の設置及び管理運営に関する事業」の共同処理する事務を追加
平成23年12月	相楽郡広域事務組合大谷処理場精密機能検査報告書
平成24年 2月 7日	平成23年度福祉センター相楽会館改修工事（休日診改装）着工
平成24年 3月27日	平成23年度福祉センター相楽会館改修工事（休日診改装）完成
平成24年12月	相楽郡広域事務組合大谷処理場補修工事見積精査等業務報告書
平成24年 6月 1日	「相楽郡広域事務組合相楽休日応急診療所」設置・開所式
平成25年 2月10日	第20回記念 相楽の文化を創るつどい開催
平成26年 1月	相楽郡広域事務組合大谷処理場の長寿命化に向けての検討結果報告書
平成26年 2月10日	平成25年度福祉センター相楽会館改修工事（排煙装置）着工
平成26年 3月28日	平成25年度福祉センター相楽会館改修工事（排煙装置）完成
平成26年 4月16日	平成26年度福祉センター相楽会館改修工事（1Fトイレ洋式化）着工
平成26年 5月30日	平成26年度福祉センター相楽会館改修工事（1Fトイレ洋式化）完成
平成27年 1月	相楽郡広域事務組合大谷処理場精密機能検査報告書・施設整備構想の策定
平成27年12月	相楽郡広域事務組合大谷処理場補修工事見積精査等業務報告書
平成28年 3月	相楽郡広域事務組合生活排水処理基本計画策定
平成28年 4月 1日	相楽消費生活センターの組織及び運営等に関する条例施行
平成28年 4月	大谷処理場長寿命化総合計画着手
平成28年 8月	相楽郡広域事務組合設立35周年記念誌発行
平成29年 3月	大谷処理場長寿命化総合計画策定
平成29年 4月	循環型社会形成推進地域計画（生活排水処理編）及び精密機能検査着手
平成29年 5月22日	平成29年度福祉センター相楽会館改修工事（聴言センター床、玄関照明器具）着工
平成29年 6月 8日	平成29年度福祉センター相楽会館改修工事（聴言センター床、玄関照明器具）完成
平成29年12月14日	相楽地域循環型社会形成推進地域計画策定
平成30年 1月	第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画策定
平成30年 1月	相楽郡広域事務組合大谷処理場精密機能検査報告書
平成30年5月19日	消費生活フェスタ2018実施
平成30年5月23日	大谷処理場基幹的設備改良事業に係る発注支援・技術支援等業務着手

平成30年10月23日	相楽郡広域事務組合入札参加資格等審査委員会設置要綱施行
平成30年11月12日	平成30年度福祉センター相楽会館屋上栈橋架設工事・屋上西側樋防水工事 (大ホール雨漏り) 着工
平成30年11月26日	相楽郡広域事務組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の縦覧等の手続に関する条例及び同施行規則施行
平成30年11月29日	相楽郡広域事務組合入札参加資格等審査委員会 (第1回) 開催
平成30年11月30日	相楽郡広域事務組合公募型指名競争入札実施要綱施行
平成30年11月	大谷処理場基幹的設備改良事業に係る生活環境影響調査報告書
平成30年12月27日	平成30年度福祉センター相楽会館屋上栈橋架設工事・屋上西側樋防水工事 (大ホール雨漏り) 完成
平成31年3月20日	相楽郡広域事務組合入札参加資格等審査委員会 (第2回) 開催
令和元年5月11日	消費生活フェスタ2019実施
令和元年6月	大谷処理場基幹的設備改良工事着工・施工監理

3. 組合の組織

(1) 議 会

①議員定数 14名

組合議会の議員は、関係市町村の議会で議員の中から選挙され、そのうち1名は申し合わせにより、議長とする。

②定例会 年2回招集

(2) 理事会

理 事 5名 (5市町村長)

代表理事 1名 (木村要精華町長)

理事の互選により選出。任期は理事の申し合わせにより2年。また、代表理事は理事会に関する事務を処理すると共に理事会を代表する。

(3) 会計管理者 1名 (代表理事の属する市町村の会計管理者の職にある者。)

(4) 行政委員 監 査 委 員 2名 (理事会が組合議会の同意を得る。)

識見を有する者 1名、議会選出 1名

公平委員会委員 3名 (任期4年)

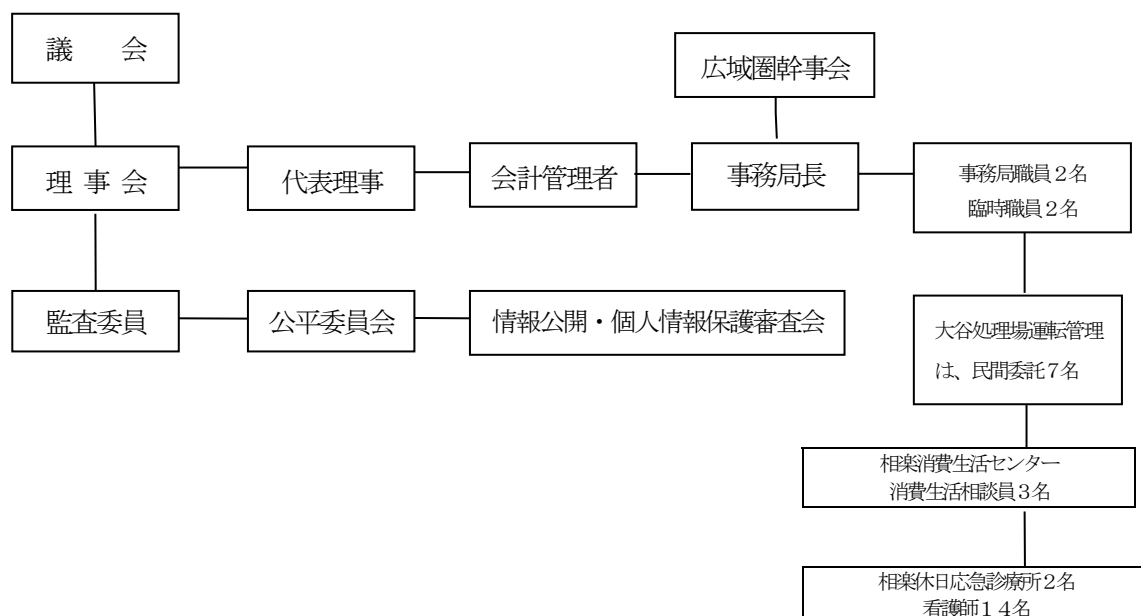
情報公開・個人情報保護審査会委員 5名

(5) 事務局

①事務局職員 8名 (福田事務局長・國子次長・南山主査・清水臨時職員・松下臨時職員)

※消費生活相談員 (鳴尾相談員・岡本相談員・渡邊相談員)

②組織及び職員配置



(6) 広域圏幹事会

広域圏幹事会は相楽地区ふるさと市町村圏計画の策定及びふるさと市町村圏振興事業実施の連絡調整を図るため設置したものである。

① 幹事会の構成

構成市町村の企画担当課長を幹事とし、幹事会を構成する。

② 代表幹事

代表理事の属する関係市町村の幹事をもって充てる。代表幹事は幹事会の議長となる。

4. 共同処理事務

- (1) 広域市町村圏の振興整備に関する計画策定及び同計画に基づく事業の実施のための連絡調整に関する事務
- (2) 前号の計画に基づく次に掲げる広域的な事業の実施に関する事務
 - ア 文化に関する事業
 - イ 人材活用及び人材育成に関する事業
 - ウ 健康づくり及びスポーツ活動に関する事業
 - エ 相楽休日応急診療所の設置及び管理運営に関する事業
 - オ 交流に関する事業
 - カ 地域情報化に関する事業
 - キ 地域イベントの開催に関する事業
 - ク 観光に関する事業
 - ケ 地域経済・地場産業の振興に関する事業
- (3) 相楽会館施設の設置及び管理運営に関する事務
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく一般廃棄物のうち、し尿処理施設の設置及び管理運営並びに経営の業務及びし尿処理に関する事務
- (5) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定による浄化槽清掃業及び廃棄物処理法第7条第1項の規定による一般廃棄物処理業（浄化槽汚泥の収集及び運搬を行う浄化槽清掃業の許可を有する者に限る。）の許可に関する事務
- (6) 消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第2項の規定に基づく消費生活センターの設置及び管理運営に関する事務

5. 組合の経費の支弁方法

- (1) 組合の経費は、組合の事業により生ずる収入、関係市町村の分担金、その他の収入をもって充てる。
- (2) 関係市町村の分担金の総額及び関係市町村の分担金額は、理事会が組合議会の議決を経て決定する。
- (3) 組合の条例で定められた関係市町村の分担金算出基準
 - ・相楽郡広域事務組合分担金条例（49ページ参照）、相楽郡広域事務組合分担金規則（52ページ参照）

6. 令和元年度相楽郡広域事務組合一般会計予算

(1) 歳入

(単位：千円)

科目	予算額	構成率(%)	備考
分担金	336,528	70.3	木津川市 181,086 (53.8%) 笠置町 27,540 (8.2%) 和束町 39,517 (11.7%) 精華町 54,914 (16.3%) 南山城村 33,471 (10.0%)
負担金	64,262	13.4	し尿処理手数料負担金
会館使用料	200	0.0	相楽会館貸室料
衛生手数料	17,901	3.7	浄化槽汚泥投入手数料
国庫支出金	56,415	11.8	循環型社会形成推進交付金
府支出金	3,491	0.7	京都府消費者行政活性化事業費補助金
繰越金	1	0.0	前年度繰越金
諸収入	202	0.1	預金利子ほか
計	479,000	100.0	

(2) 歳出

(単位：千円)

科目	予算額	構成率(%)	備考
議会費	426	0.1	議員14人報酬ほか
理事会費	281	0.1	理事5人報酬ほか
一般管理費	35,158	7.3	職員3人給料、公会計支援委託料ほか
相楽会館費	2,081	0.4	会館管理委託料ほか
公平委員会費	32	0.0	公平委員3人報酬ほか
監査委員費	28	0.0	監査委員2人報酬ほか
休日応急診療費	12,496	2.6	相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計繰出金 (診療経費収支不足分)
し尿処理費	414,756	86.6	し尿処理場運転維持管理業務委託料143,330 し尿収集運搬業務委託料(5業者) 64,262、基幹的設備改良工事175,082、基幹的設備改良工事施工監理10,989ほか
商工総務費	12,780	2.7	消費生活相談員3人報酬ほか
予備費	962	0.2	
計	479,000	100.0	

7. 令和元年度相楽地区ふるさと市町村圏振興事業 特別会計予算

(1) 歳入

(単位：千円)

科目	予算額	構成率(%)	備考
財産収入	1,051	4.9	相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金7億円の利子
休日応急診療所収入	18,416	85.3	診療報酬収入5,920 一般会計繰入金 (分担金休日応急診療分(共通経費を除く))12,496
繰入金	2,121	9.8	ふるさと市町村圏振興事業基金繰入金
繰越金	10	0.0	前年度繰越金
諸収入	2	0.0	預金利子1 コピー機使用料1
計	21,600	100.0	

(2) 歳出

(単位：千円)

科目	予算額	構成率(%)	備考
振興費	3,173	14.7	組合ホームページ管理委託料173 「お茶の京都」広域観光事業推進交付金3,000
衛生費	18,427	85.3	
休日応急診療費	18,211	84.3	医師報酬・看護師賃金、調剤委託料、医薬材料費ほか
休日応急診療費予備費	216	1.0	
計	21,600	100.0	

8. 年度別一般会計歳入・歳出決算状況

歳 入

単位：円

年度 款	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
分担金及び負担金	523,639,309	% △ 10.3	438,971,615	% △ 16.2	358,728,245	% △ 18.3	328,920,592	% △ 8.3	318,423,434	% △ 3.2
使用料及び手数料	17,775,454	△ 2.0	17,401,969	△ 2.1	17,905,030	2.9	17,267,910	△ 3.6	17,467,390	1.2
府支出金	6,152,000	△ 38.2	6,578,000	6.9	7,054,000	7.2	7,002,000	△ 0.7	8,012,000	14.4
繰越金	564,396	△ 60.7	1,516,019	168.6	768,928	△ 49.3	2,353,360	206.1	2,175,610	△ 7.6
諸収入	568,844	134.4	225,646	△ 60.3	244,466	8.3	67,949	△ 72.2	64,131	△ 5.6
合 計	548,700,003	△ 10.6	464,693,249	△ 15.3	384,700,669	△ 17.2	355,611,811	△ 7.6	346,142,565	△ 2.7

歳 出

単位：円

年度 款	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
議会費	393,940	% 4.7	371,399	% △ 5.7	362,872	% △ 2.3	376,165	% 3.7	381,597	% 1.4
総務費	33,870,625	△ 4.5	33,823,181	△ 0.1	36,128,179	6.8	37,028,476	2.5	37,371,012	0.9
衛生費	298,601,704	△ 3.5	294,122,087	△ 1.5	311,437,503	5.9	307,551,820	△ 1.2	295,682,119	△ 3.9
商工費	6,830,713	△ 35.9	7,648,792	12.0	8,524,595	11.5	8,479,740	△ 0.5	11,001,409	29.7
公債費	207,487,002	△ 19.3	127,958,862	△ 38.3	25,894,160	△ 79.8	0	皆減	0	0.0
予備費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	547,183,984	△ 10.7	463,924,321	△ 15.2	382,347,309	△ 17.6	353,436,201	△ 7.6	344,436,137	△ 2.5

9. 年度別相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入・歳出決算状況

歳 入

単位：円

年 度 款	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
財 産 収 入	2,352,265	% 0.0	2,352,863	% 0.0	2,359,590	% 0.3	7,395,439	% 213.4	1,401,410	% △ 81.1
休日応急診療所収入	14,255,780	△ 8.1	15,585,927	9.3	14,593,931	△ 6.4	16,358,983	12.1	17,186,636	5.1
繰 越 金	2,418,001	3,348.0	2,171,441	△10.2	1,651,788	△ 23.9	1,843,634	11.6	2,843,845	54.3
諸 収 入	0	皆減	1,679	皆増	2,147	27.9	2,366	10.2	1,138	△ 51.9
府 支 出 金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
繰 入 金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	19,026,046	6.0	20,111,910	5.7	18,607,456	△ 7.5	25,600,422	37.6	21,433,029	△ 16.3

歳 出

単位：円

年 度 款	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比
振 興 費	2,894,483	% 55.2	2,356,068	% △18.6	2,367,800	% 0.5	7,400,800	% 212.6	1,409,640	% △ 81.0
衛 生 費	13,960,122	2.2	16,104,054	15.4	14,396,022	△ 10.6	15,355,777	6.7	15,378,210	0.1
予 備 費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	16,854,605	8.5	18,460,122	9.5	16,763,822	△ 9.2	22,756,577	35.7	16,787,850	△ 26.2

福祉センター相楽会館月別利用・収入状況

(単位：件、人、円)

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
平成30年度	全額徴収	件数	0	0	0	1	0	0	3	3	2	2	5	1	17
		人数	0	0	0	120	0	0	150	150	280	150	761	100	1,711
		金額	0	0	0	0	18,900	0	8,000	42,000	55,000	0	43,500	30,000	197,400
	1/2減免	件数	0	0	1	1	0	2	1	0	2	0	1	0	8
		人数	0	0	100	300	0	40	100	0	150	0	100	0	790
		金額	0	0	0	10,800	5,400	9,450	4,000	8,000	18,750	0	0	10,000	66,400
	全額免除	件数	0	1	0	0	1	3	0	0	1	0	0	0	6
		人数	0	17	0	0	13	56	0	0	17	0	0	0	103
		金額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	件数	0	1	1	2	1	5	4	3	5	2	6	1	31	
	人数	0	17	100	420	13	96	250	150	447	150	861	100	2,604	
	金額	0	0	0	10,800	24,300	9,450	12,000	50,000	73,750	0	43,500	40,000	263,800	

(単位：件、人、円)

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
平成29年度	全額徴収	件数	0	1	2	0	0	0	4	2	0	3	1	2	15
		人数	0	100	300	0	0	0	580	160	0	240	200	300	1,880
		金額	0	6,000	48,600	0	0	0	16,000	14,000	35,000	10,000	25,000	34,000	188,600
	1/2減免	件数	0	0	1	2	0	0	2	1	1	0	2	1	10
		人数	0	0	100	381	0	0	200	100	300	0	270	100	1,451
		金額	0	0	0	5,400	9,450	0	10,000	0	15,000	0	0	20,000	59,850
	全額免除	件数	0	0	0	0	2	2	1	0	1	0	0	0	6
		人数	0	0	0	0	29	32	16	0	16	0	0	0	93
		金額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	件数	0	1	3	2	2	2	7	3	2	3	3	3	31	
	人数	0	100	400	381	29	32	796	260	316	240	470	400	3,424	
	金額	0	6,000	48,600	5,400	9,450	0	26,000	14,000	50,000	10,000	25,000	54,000	248,450	

(単位：件、人、円)

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
比較・増減	全額徴収	件数	0	△ 1	△ 2	1	0	0	△ 1	1	2	△ 1	4	△ 1	2
		人数	0	△ 100	△ 300	120	0	0	△ 430	△ 10	280	△ 90	561	△ 200	△ 169
		金額	0	△ 6,000	△ 48,600	0	18,900	0	△ 8,000	28,000	20,000	△ 10,000	18,500	△ 4,000	8,800
	1/2減免	件数	0	0	0	△ 1	0	2	△ 1	△ 1	1	0	△ 1	△ 1	△ 2
		人数	0	0	0	△ 81	0	40	△ 100	△ 100	△ 150	0	△ 170	△ 100	△ 661
		金額	0	0	0	5,400	△ 4,050	9,450	△ 6,000	8,000	3,750	0	0	△ 10,000	6,550
	全額免除	件数	0	1	0	0	△ 1	1	△ 1	0	0	0	0	0	0
		人数	0	17	0	0	△ 16	24	△ 16	0	1	0	0	0	10
		金額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	件数	0	0	△ 2	0	△ 1	3	△ 3	0	3	△ 1	3	△ 2	0	
	人数	0	△ 83	△ 300	39	△ 16	64	△ 546	△ 110	131	△ 90	391	△ 300	△ 820	
	金額	0	△ 6,000	△ 48,600	5,400	14,850	9,450	△ 14,000	36,000	23,750	△ 10,000	18,500	△ 14,000	15,350	

10. 組合の活動状況と実績

(1) 相楽地区ふるさと市町村圏計画について

昭和47年の相楽地区広域市町村圏発足以来、相楽郡は3次にわたる広域圏計画を策定し圏域づくりを行ってきたが、平成4年11月に新たに「ふるさと市町村圏」の選定を受けた。

平成8年に「相楽地区ふるさと市町村圏計画」を策定し、『豊かな風土・人々と知恵の出会い・文化の輝き—開かれゆく都市そうらく』の実現をめざして、広域的な施策の推進に努めてまいりました。

※ふるさと市町村圏とは、創造性と多様性に富んだ豊かな地域社会を創るために、従来の広域行政圏施策を基礎に自立的な発展が見込まれる圏域の総合的、重点的な整備を促進し、広域行政施策の一層の充実強化を図るものである。

① 広域市町村圏計画改定等の経過

- 昭和45年 4月 広域市町村圏整備要綱制定（自治省事務次官通知）
- 昭和47年10月 相楽地区広域市町村圏協議会設置
- 昭和48年 3月 相楽地区広域市町村圏計画策定
- 昭和52年11月 （第3次全国総合開発計画策定）
- 昭和54年 4月 新広域市町村圏計画策定要綱制定
- 昭和56年 3月 相楽地区新広域市町村圏計画策定
- 昭和56年 8月 相楽郡広域事務組合設置（相楽地区広域市町村圏協議会を統合廃止）
- 昭和61年 3月 相楽地区新広域市町村圏計画改定
- 昭和62年11月 （第4次全国総合開発計画策定）
- 平成 2年 4月 （第4次京都府総合開発計画策定）
- 平成 3年 3月 第3次相楽地区新広域市町村圏計画策定
- 平成 4年11月 相楽地区ふるさと市町村圏の選定を受ける
- 平成 5年 7月 相楽ふるさと塾開講
- 平成 6年 2月 相楽の文化を創るつどい開催
- 平成 8年 3月 相楽地区ふるさと市町村圏計画策定
- 平成13年 3月 相楽地区ふるさと市町村圏計画（後期基本計画）策定
- 平成15年 2月 第10回記念相楽の文化を創るつどい開催
- 平成17年11月 相楽地区ふるさと市町村圏計画の一部変更、相楽地区ふるさと市町村圏計画（後期基本計画）の一部変更（期間を2か年延長）
- 平成19年 4月 第2次相楽地区ふるさと市町村圏計画着手
- 平成20年 5月 第2次相楽地区ふるさと市町村圏計画策定
- 平成21年 3月 広域行政圏施策、ふるさと市町村圏施策廃止（総務省通知）
- 平成21年12月 広域行政圏施策の廃止に伴う府の考え方について（京都府総務部長通知）
- 平成29年 4月 第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画着手
- 平成30年 1月 第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画策定

②第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画の策定

第2次計画の策定後の平成21年3月31日をもって「広域行政圏計画策定要綱」及び「ふるさと市町村圏推進要綱」が廃止されましたが、本圏域としては、引き続き、ふるさと市町村圏事業を推進していくことを確認し事業を推進して参りましたが、広域行政の成果として、圏域における課題でありました、「相楽消費生活センター」を平成22年3月に開設、「相楽休日応急診療所」を平成24年6月に開設し、本組合の共同処理事務として新たに取組み、現在に至っています。

現在、人口減少・超高齢化社会に対応するため日本各地で地方創生の旗印が掲げられています。本圏域も例外ではなく、5市町村が連携して自律した社会を実現していかなければなりません。今後、圏域が抱える共通した課題の解決や、関西文化学術研究都市の波及効果を圏域全体にもたらすことなど、より効率的な行政体制の構築を図っていくことが求められています。

《よりよい圏域づくりを進めるための新たな指針の策定》

本計画は、第2次の「相楽地区ふるさと市町村圏計画」が目標年次を迎えたことを受けて、その成果を受け継ぎ、構成市町村の協働のもとに、よりよい圏域づくりを進めていくための指針として策定するものです。

(計画の期間)

平成30年度(2018年)から令和4年度(2022年)までの5年間を期間とします。

(2)福祉センター相楽会館について

郡民の福祉を増進し、文化の向上を図るための施設として建設しました。会議、講演、講習会等の利用に供します。このたび、利用者からのさまざまなご意見や改善要望を受け、より利用しやすい施設にするため一部の使用料金、利用時間を平成16年6月1日から改正しました。また、相楽会館は、昭和50年8月に建設され、今年度で築37年となり、駐車場の確保をはじめ、バリアフリー化、老朽化による修繕等多くの課題を抱えています。構成市町村の担当課長で構成する「相楽会館の今後のあり方検討会」を設置し、平成17年6月29日付けで諮問のあった項目について、4回の委員会を開催して検討を行い、平成17年10月24日に答申をまとめました。さらに、平成18年度において、相楽会館の今後のあり方検討会報告書を取りまとめました。平成19年度には、同じく、構成市町村の担当課長で構成する「相楽地区広域行政の今後のあり方検討会」を設置し、平成19年9月5日付けで諮問のあった項目について、2回の委員会を開催して検討を行い、平成20年1月21日に答申をまとめました。また、講習室を改修し、平成22年3月1日から、相楽消費生活センターの事務所を設置し、平成24年6月1日から、小ホール、読書室、相談室を改修し、相楽郡広域事務組合相楽休日応急診療所を設置しました。

平成28年度において、相楽会館の今後のあり方について、広域圏幹事会及び理事会で協議しました結果、「大ホールの貸館業務は、今後とも最小のコストで現状のまま継続して運営していく」ことが確認されました。

平成29年度は、5月22日から6月8日にかけて、聴言センター床、玄関照明器具の改修工事を行いました。

平成30年度は、11月12日から12月27日にかけて、大ホール雨漏りの修繕工事を行いました。

①施設概要

所在地 京都府木津川市木津上戸15
建設年月日 昭和50年8月

面積 土地 839㎡ 建物 895㎡
 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造り 2階建て一部3階建て
 会館内区分 相楽郡広域事務組合事務局、相楽消費生活センター、相楽休日応急診療所、
 相楽聴覚言語障害センター、会議室、大ホール (400名)

②相楽会館使用料金

◆会館使用料金

区分 室別	午前の部	午後の部	夜の部	一日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
大ホール	6,000	8,000	8,000	22,000

◆設備使用料

区分	冷房設備	暖房設備
金額	会館使用料の10分の3.5	会館使用料の10分の2.5

③相楽会館利用状況

区分 年度	件数	人員	収入金額
H. 9	331 件	14,316 人	1,034,070 円
H. 10	263	11,753	1,014,140
H. 11	315	9,608	1,232,430
H. 12	285	10,749	1,129,885
H. 13	334	10,902	1,052,680
H. 14	322	10,334	886,590
H. 15	308	9,339	1,051,850
H. 16	305	9,134	872,950
H. 17	279	6,621	750,900
H. 18	467	9,100	768,110
H. 19	498	9,163	728,950
H. 20	426	6,433	511,640
H. 21	437	6,533	655,880
H. 22	411	6,261	627,250
H. 23	150	4,271	381,810
H. 24	40	3,733	279,500
H. 25	30	3,298	253,600
H. 26	43	4,148	356,850
H. 27	33	3,113	242,250
H. 28	26	2,274	215,510
H. 29	31	3,424	248,450
H. 30	31	2,604	263,800

(3) し尿処理について

①し尿処理の現状

相楽郡広域事務組合大谷処理場では、平成30年度において、14,076.11k1のし尿及び浄化槽汚泥を処理している。

②相楽郡広域事務組合大谷処理場搬入量の推移 【資料-1】

③平成31年度 一般廃棄物処理実施計画 【資料-2】

④施設の管理及び運転操業

昭和46年10月操業を始めてから、昭和56年度までは直営。昭和57年度から施設の管理及び運転を民間委託に切替え現在に至る。

なお、平成17年度から大谷処理場運転維持管理業務委託については、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨を踏まえた措置としての代替業務として、「京都南部環境事業協同組合」と委託契約を締結している。

⑤施設概要

名称	相楽郡広域事務組合大谷処理場		
場所	京都府木津川市山城町上狛大谷181		
敷地面積	処理場	5,479㎡	
	周辺環境用地	11,549㎡	
	駐車場用地	537㎡	計 17,565㎡
処理能力	76k1/日(し尿47k1/日、浄化槽汚泥29k1/日)		
処理方式	高負荷脱窒素処理方式+高度処理		
供用開始	平成13年4月1日		
設計施工	浅野工事株式会社大阪支店		



▲相楽郡広域事務組合大谷処理場

(4) 相楽消費生活センターについて

近年の消費相談の多様化、高度化に対応するため、平成22年3月1日（月）から、相楽会館1階に、「相楽消費生活センター」を開設しました。

消費生活センターでは、消費生活相談員を配置し、悪質な訪問販売や架空請求、多重債務などの消費生活に関する相談を受け付け、自主交渉の助言やあっせん、情報提供などを行います。

平成30年度に相楽消費生活センターに寄せられた相談件数は、592件でした。【資料—3】

◆丁寧に相談に応じます

▼自主交渉の助言

「訪問販売で買ったものを解約したいのですが……」

クーリング・オフの方法など、ご自分で解決できる方法を助言します。

▼苦情処理のあっせん

「契約してから時間が経ちましたが、やはり解約したい……」

契約に問題があったとき、必要に応じて事業者との間であっせんなどをします。

▼トラブル予防の情報提供

「変なメールが届いたんですが……」

消費者からの問い合わせに対し、情報提供をします。

※弁護士や司法書士等の専門家の支援が必要な場合は、適切な機関を紹介します。



▲相楽消費生活センター開所式

◆身近な味方です

日常生活のなかで、どんなに気をつけていても、ある日突然、消費トラブルに巻き込まれることがあります。そんなとき、「こんなことを聞いても……」や「仕方ないわ……」などと、一人で悩まないで、お気軽にご相談ください。

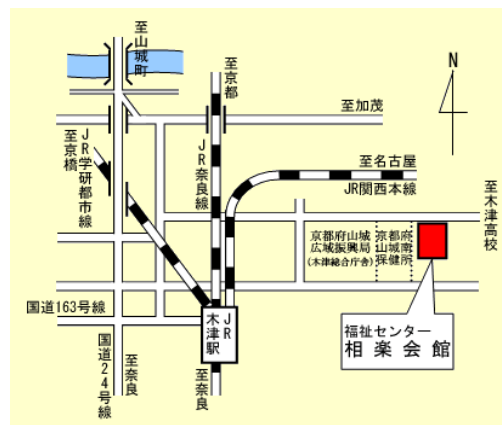
とき	毎週月～金曜日（ただし、祝・休日、年末年始を除く） 午前9時～正午、午後1時～午後4時
ところ	相楽会館1階（木津川市木津上戸15） 京都府木津総合庁舎東隣（JR木津駅東口から徒歩約5分）
対象者	相楽地域（木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村）に在住又は在学・在勤の方（相楽地域以外にお住いの方は、お住いの市町村にお尋ねください。）
相談料	無料

相談専用ダイヤル

電話：0774-72-9955

相楽消費生活センター（相楽会館内）

〒619-0214 京都府木津川市木津上戸15



◆土曜・日曜・祝日の消費生活相談（電話のみ）

相談日時	毎週 土・日曜・祝日（年末年始除く） 午前10時～午後4時
相談方法	電話相談
電話番号	075-257-9002

消費者ホットライン

平成27年7月1日から「消費者ホットライン」は、3ケタの「188」番になりました。

この消費者ホットラインは、消費生活相談窓口や連絡先をご存知でない消費者に、お近くの消費生活センター窓口をご案内することにより、消費生活相談の最初の一步をお手伝いするものです。

消費者ホットラインをご利用いただきますと、お住いの郵便番号を入力していただくことにより、お住まいの市町村の消費生活センターの窓口をご案内いたします。郵便番号が分からなかったり、電話を掛けていただいている曜日・時間帯によっては、都道府県の窓口につながることがあります。

【お問い合わせ】

市町村名	担当課	電話番号
相楽郡広域事務組合	事務局	(0774)72-0421
木津川市	観光商工課	(0774)75-1216
笠置町	商工観光課	(0743)95-2301
和束町	農村振興課	(0774)78-3008
精華町	産業振興課	(0774)95-1903
南山城村	産業観光課	(0743)93-0105



イメージキャラクターイヤン

消費者庁 消費者ホットライン188



▲相楽会館

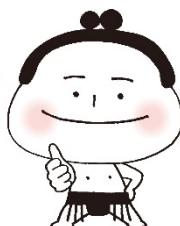


▲相楽消費生活センター

相楽消費生活センター

(0774)72-9955

fax.(0774)72-9933



相談すれば
楽になる

- 相談日/月曜日～金曜日（祝、休日、年末年始を除く）
- 相談時間/午前9時～正午、午後1時～4時
- 所在地/木津川市木津上戸15番地 相楽会館内

(5) ふるさと市町村圏振興事業

相楽郡広域事務組合は、平成4年11月に府内で2番目の「ふるさと市町村圏」に選定されました。

ふるさと市町村圏では概ね10億円（相楽地区は7億円）の「ふるさと市町村圏基金」を設置し、その運用益（利息）により文化、観光、人材活用・育成、地域イベントの開催、健康づくり・スポーツ活動に関するものなど、さまざまなソフト事業に取り組んでいます。

具体的には、令和元年度事業として次の事業を予定しています。

事業名	事業概要	事業費(千円)
ホームページ管理運営 〔継続〕	ホームページにおいて情報を圏域内外へ発信し、情報の提供を図る。組合情報（ふるさと市町村圏振興事業、し尿処理等）のほか、圏域内の施設案内や観光情報の内容など充実を図ります。	173
相楽休日応急診療所の管理運営 〔継続〕	日曜日、祝日、年末年始における軽症の急病患者に対する適切な第一次応急処置の場を提供することで、圏域住民の安心・安全な生活の推進を目指します。	18,427
「お茶の京都」広域観光事業推進交付金〔新規〕	第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画 第2章「圏域づくりに向けた取り組み」 2. 交流と連携を強める基盤づくり (1) 「地域資源を活かした観光・交流の推進」の「観光ネットワークの形成と情報発信」に位置付けられている「お茶の京都DMOによる地域間連携の推進」の実現に向け、ふるさと基金の運用益を活用し、構成市町村に対し交付金を交付するものです。	3,000
第27回相楽の文化を創るつどいの開催 〔継続〕	相楽地域の文化芸術の発表の場を設けることにより、文化芸術の振興を図るとともに、グループ間の交流と連帯を深め、豊かで明るいふるさとづくりを目指します。	0
合 計		21,600

(6) 相楽休日応急診療所について

平成24年6月から一般社団法人相楽医師会、医療法人社団医聖会の協力を得て、相楽会館1階に「相楽休日応急診療所」を開設しています。

この診療所は、日曜日や祝祭日などの休日に比較的軽症な方を対象とした応急的な診療をする初期（一次）救急を目的として設置しております。

平成30年度の受診者数は1,036人でした。【資料-4】

◆相楽郡広域事務組合相楽休日応急診療所の概要

- 1 名称 相楽郡広域事務組合相楽休日応急診療所
 - 2 開設者 相楽郡広域事務組合代表理事 木村 要
 - 3 管理者 藤木 新治 (藤木医院 院長、一般社団法人相楽医師会顧問)
 - 4 所在地 木津川市木津上戸15番地 相楽会館内
 - 5 電話番号 0774 (73) 9988 (診療所直通)
 - 6 診療科目 内科・小児科
 - 7 診察 相楽医師会に所属する医師が輪番制で出務し、診察を行う。
 - 8 診療日 日曜日、祝日、振替休日、年末年始(12月31日～1月3日)
 - 9 診療時間 午前9時～午後1時
 - 10 受付時間 午前8時30分～午後0時30分
 - 11 二次後送病院 京都山城総合医療センター
 - 12 スタッフ 医師 26名 (一般社団法人相楽医師会)
薬剤師 10名 (医療法人社団医聖会)
看護師 14名 (臨時職員)
医療事務 委託 (株式会社メディカル・プラネット)
 - 13 運営体制 (通常日) 医師1名、薬剤師1名、看護師2名、医療事務1名、職員1名 体制計6名
 - 14 開設日 平成24年6月1日
 - 15 施設概要 受付・薬局・診察室(1診・2診)・多目的トイレ
 - 16 施設改修費 21,999千円
 - 設計・施工監理 1,323千円
 - 工事費 13,281千円
 - 初度備品 7,280千円
- | | |
|------------|---------|
| レセプトコンピュータ | 1,344千円 |
| 医療用備品 | 1,579千円 |
| 事務機 | 3,608千円 |
| 電化製品 | 371千円 |
| 看板・電話 | 378千円 |
- その他 115千円
- 財源内訳 京都府みらい戦略一括交付金 11,000千円
ふるさと市町村圏振興事業基金 10,999千円



▲相楽郡広域事務組合相楽休日応急診療所

令和元年度相楽消費生活センター事業概要

令和元年度は、消費生活相談、消費者教育・啓発、情報提供に次のとおり取り組みます。

1. 消費生活相談

(1) 消費生活相談

消費者から寄せられた相談に対し、自主解決のための助言やあっせん等を行い、消費者利益の擁護と増進を図ります。

- ・消費生活相談員：2名（有資格者、週4日勤務）
- ・受付時間：平日9時～正午、13時～16時

(2) 全国消費生活情報ネットワークシステムへの情報入力、管理等

全国消費生活情報ネットワークシステム（P I O - N E T）に相談情報を入力し、苦情相談等の迅速な処理と被害発生情報等の的確な把握に努めます。

- ・P I O - N E Tへの情報入力、承認等

(3) 各種会議・研修などへの参加

複雑多様化する消費者問題や新たな法律の制定・改正に対応するため、国民生活センターが主催する研修講座や関係機関等が実施する研修等に参加し、職員や消費生活相談員の資質の向上に努めます。

- ・研修等参加人数：6名（行政職員3名、消費生活相談員3名）

2. 消費者教育・啓発

- ・消費生活相談員（教育・啓発担当）：1名（有資格者、週3日勤務）

(1) 学校教育における消費者教育の推進

①教育委員会と連携を図り、小・中学生に対し、消費者教育に取り組みます。

②小・中学生向け啓発資材として、消費者教育冊子（小学生）及び啓発メッセージ入り消しゴム等を作成し、家庭科等で活用できるよう、構成市町村内各学校へ配付します。

- ・小学生向け消費者教育冊子：各8,000冊
- ・小学校高学年・中学生向け啓発用消しゴム：9,000個
- ・中学生の消費生活HANDBOOK（中学校の新1年生）：1,500冊
- ・若者向け啓発用クリアファイル：5,000枚

(2) 見守り体制づくりへの支援

高齢者と日常的に接している方々による見守り体制づくりへの支援を行います。

(3) 各種啓発資材の作成

本センターPR用ポケットティッシュ、ボールペン等を作成し、各種講座等で配付します。

- ・センター三つ折リーフレット：20,000部
- ・啓発用ポケットティッシュ：10,000個
- ・啓発用ボールペン：1,000本
- ・くらしの豆知識：200部 他

(4) 各種講座の開催

①消費生活講座を開催します。

- ・開催回数：5回／年（座学：4回、施設見学：1回）

②消費生活出前講座を開催します。

- ・開催回数：30回程度／年

③山城地域消費生活リレー講座を開催します。

- ・開催回数：2回／年

(5) 各市町村等のまつりへのブース出展

各市町村の協力により、消費者被害の未然防止と相談窓口の周知を図るため、各市町村等のまつりで、消費者クイズの実施や啓発用ポケットティッシュ等の配布を行います。

(6) 消費者月間事業

「消費者月間」事業の一環として、「消費生活フェスタ2019」（令和元年5月11日（土）、イオンモール高の原）を奈良県消費生活センター、京都府山城広域振興局、京都府木津警察署等と共催で開催します。

3. 消費生活に関する情報提供

消費生活についての知識を、構成市町村（広域連合）広報紙やパンフレットでお知らせします。

(1) 消費者被害の未然防止のための広報

- ① ホームページによる情報発信を行います。（随時）
- ② 構成市町村（広域連合）広報紙への消費者被害の事例等の掲載を行います。
 - ・ 掲載回数：12回／年

(2) 暮らしのご用心（国民生活センター発行）

- ・ 君ならどうする？学んで防ぐ！：2,000部
- ・ 身近なトラブル注意報：2,000部



消費生活相談業務



消費者教育出前授業（学校）



消費生活出前講座（一般・高齢者）



消費生活フェスタ2019

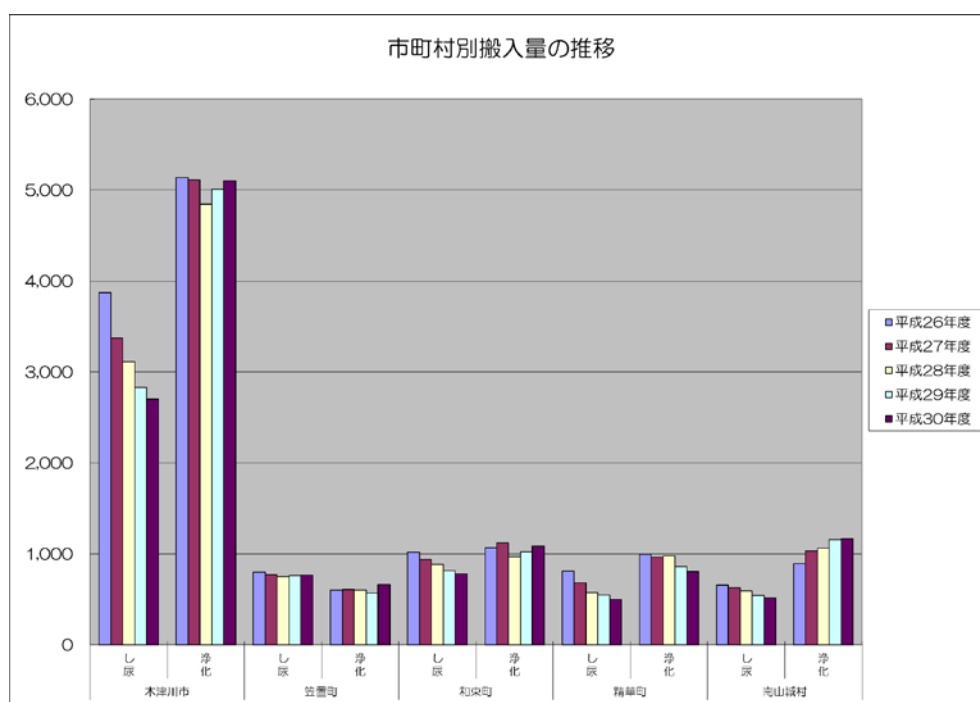
【資料－1】

相楽郡広域事務組合大谷処理場搬入量の推移について

大谷処理場へのし尿及び浄化槽汚泥の市町村別搬入量の推移は表－1、業者別搬入量の推移は表－2に示すとおりである。

表－1 市町村別搬入量の推移 (k1)

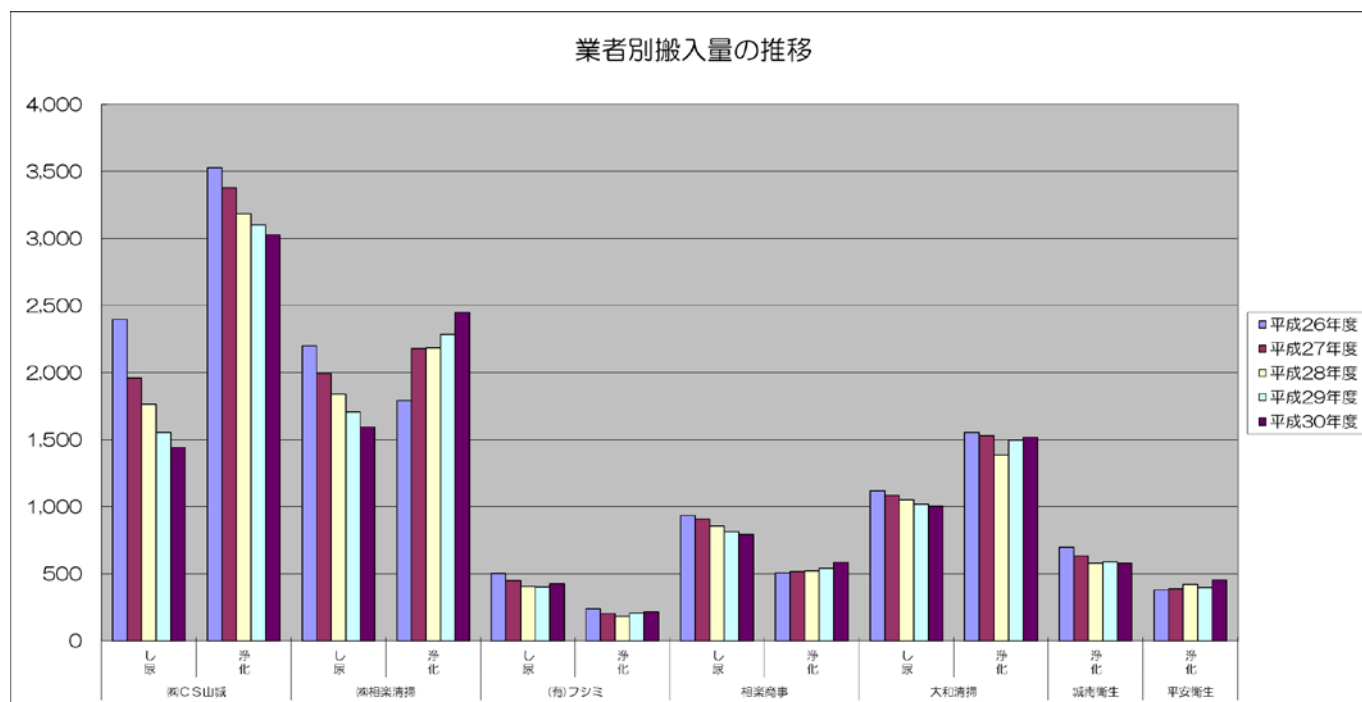
市町村名		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	差引 (H30-H29)	増減率 (差引÷H29×100)%
木津川市	し尿	3,871.39	3,373.09	3,112.62	2,828.22	2,700.07	△128.15	△4.53
	浄化	5,139.36	5,111.98	4,844.61	5,006.95	5,103.76	96.81	1.93
笠置町	し尿	800.13	770.06	749.60	761.95	764.68	2.73	0.36
	浄化	601.40	606.91	603.60	568.58	660.25	91.67	16.12
和束町	し尿	1,018.46	940.39	882.07	813.82	778.77	△35.05	△4.31
	浄化	1,064.55	1,122.52	967.12	1,019.70	1,085.99	66.29	6.50
精華町	し尿	811.81	682.83	574.13	547.84	499.51	△48.33	△8.82
	浄化	996.75	960.60	978.02	858.04	804.77	△53.27	△6.21
南山城村	し尿	655.22	625.55	593.02	543.55	510.96	△32.59	△6.00
	浄化	892.00	1,029.38	1,062.85	1,156.20	1,167.35	11.15	0.96
合計	し尿	7,157.01	6,391.92	5,911.44	5,495.38	5,253.99	△241.39	△4.39
	浄化	8,694.06	8,831.39	8,456.20	8,609.47	8,822.12	212.65	2.47
	計	15,851.07	15,223.31	14,367.64	14,104.85	14,076.11	△28.74	△0.20



表－２ 業者別搬入量の推移

(k1)

業者名		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	差引 (H30-H29)	増減率 (差引÷H29×100) %
(株)クリーンサービス山城	し尿	2,399.24	1,959.49	1,763.11	1,554.50	1,440.62	△113.88	△7.33
	浄化	3,528.20	3,378.10	3,187.00	3,102.54	3,027.80	△74.74	△2.41
(株)相楽清掃	し尿	2,200.91	1,991.07	1,839.86	1,705.72	1,593.36	△112.36	△6.59
	浄化	1,791.18	2,180.81	2,186.13	2,286.76	2,450.01	163.25	7.14
(有)フシミ	し尿	501.27	449.30	403.10	401.00	425.40	24.40	6.08
	浄化	238.30	204.80	182.56	205.17	213.84	8.67	4.23
相楽商事	し尿	936.45	907.00	853.79	813.83	792.43	△21.40	△2.63
	浄化	505.40	515.90	519.10	541.30	586.30	45.00	8.31
大和清掃	し尿	1,119.14	1,085.06	1,051.58	1,020.33	1,002.18	△18.15	△1.78
	浄化	1,553.35	1,528.93	1,383.71	1,491.25	1,516.45	25.20	1.69
城南衛生(株)	し尿	—	—	—	—	—	—	—
	浄化	698.49	633.00	576.30	588.10	576.40	△11.70	△1.99
平安衛生開発(株)	し尿	—	—	—	—	—	—	—
	浄化	379.14	389.85	421.40	394.35	451.32	56.97	14.45
合計	し尿	7,157.01	6,391.92	5,911.44	5,495.38	5,253.99	△241.39	△4.39
	浄化	8,694.06	8,831.39	8,456.20	8,609.47	8,822.12	212.65	2.47
	計	15,851.07	15,223.81	14,367.64	14,104.85	14,076.11	△28.74	△0.20



全体の搬入量は下水道による水洗化率の向上により年々減少傾向にある。

また、各業者の増減要因については、下水道接続に伴う最終くみ取り、清掃が適正に行われていない（清掃期間が1年超）、浄化槽本体の整備による全量の引き抜きなどがあげられる。

一方、処理形態別人口は表-3に示すとおり、下水道人口が増加し、し尿収集人口及び浄化槽人口が減少している。

表-3 処理形態別人口の推移 (人)

年 度	行政区域内 人 口	下 水 道 人 口	し尿収集 人 口	浄化槽人口		自家処理 人 口	
				みなし浄化槽 (単独処理)	合併処理 浄 化 槽		
平成13	102,948	52,500	28,753	20,286	12,014	8,272	1,409
平成14	104,926	57,848	26,057	19,870	11,183	8,687	1,151
平成15	107,216	65,490	22,135	18,583	10,456	8,127	1,008
平成16	109,186	70,558	20,133	17,802	9,594	8,208	693
平成17	111,136	74,299	19,020	17,216	8,729	8,487	601
平成18	112,689	78,371	16,691	17,191	8,376	8,815	436
平成19	113,839	82,250	14,840	16,521	7,500	9,021	228
平成20	114,955	85,225	13,974	15,603	6,609	8,994	153
平成21	116,010	87,814	13,334	14,733	5,705	9,028	129
平成22	117,200	91,297	11,869	13,930	4,879	9,051	104
平成23	117,886	93,092	11,093	13,613	4,503	9,110	88
平成24	118,376	94,845	10,142	13,316	4,308	9,008	73
平成25	118,603	97,496	8,032	13,020	4,154	8,866	55
平成26	119,579	99,269	7,538	12,721	3,925	8,796	51
平成27	120,649	100,945	7,078	12,577	3,708	8,869	49
平成28	121,565	102,836	6,692	11,994	3,440	8,554	43
平成29	122,098	103,973	6,548	11,539	3,167	8,372	38
平成30	122,933	105,411	6,551	10,943	3,134	7,809	28

※各市町村の実績人口調査結果

今後の推移として考えられるのは以下のとおりである。

- ①下水道での水洗化率の向上による搬入量の減少
- ②下水道の普及が見込めない地域の水環境保全を目的とした合併浄化槽整備事業の推進などによる浄化槽汚泥量の増加
- ③浄化槽を下水道へ切替える際の清掃汚泥の一時的な増加

平成31年度一般廃棄物処理実施計画

相楽郡広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和56年相楽郡広域事務組合条例第27号)第4条第1項の規定に基づき、平成31年度の相楽郡広域事務組合一般廃棄物処理実施計画を次のように定める。

平成31年4月1日

相楽郡広域事務組合

代表理事 木村 要

1 計画処理区域と計画処理人口

(1) 計画処理区域

本計画におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集対象区域は、木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村の行政区域全域を対象とする。

(2) 計画処理人口

市町村名		市町村名					合 計
		木津川市	笠置町	和束町	精華町	南山城村	
区分		人	人	人	人	人	人
行政区域内人口		76,707	1,343	3,783	38,844	2,490	123,167
非水洗化人口		2,134	611	1,261	421	185	4,612
内 訳	計画収集人口	2,124	606	1,261	415	178	4,583
	自家処理人口	10	5	0	6	7	28
水洗化・生活雑排水未処理人口 (みなし浄化槽)		1,890	230	116	621	110	2,967
水洗化人口		72,683	502	2,406	37,802	2,195	115,587
水洗化人口内訳	下水道人口	68,083	0	1,800	37,674	0	107,556
	コミュニティプラント人口	0	0	0	0	0	0
	浄化槽人口 (合併浄化槽)	4,600	502	606	128	2,195	8,031

注) 端数処理の結果により、内訳と合計が一致しない場合があります。

2 一般廃棄物の計画処理量

一般廃棄物の種類		計画処理量 (k θ /年)					合計
		木津川市	笠置町	和束町	精華町	南山城村	
し尿	し尿	1,967	672	845	325	213	4,021
	浄化槽汚泥	4,905	572	678	666	903	7,723
	合計	6,872	1,244	1,522	991	1,116	11,744

注) 端数処理の結果により、内訳と合計が一致しない場合があります。

3 一般廃棄物の処理主体

処理区分 種類	収集・運搬	中間処理 し尿処理施設	最終処分 埋立処分	その他 自家処理	
し尿	相楽郡広域事務組合	相楽郡広域事務組合	相楽郡広域事務組合	/	
	委	相楽郡広域事務組合 大谷処理場	(し尿処理焼却汚泥) 大阪湾 広域臨海 環境整備 センター		
	託				機クリーンサービス山城
	(株)相楽清掃				
	(有)フシミ				
	相楽商事				
大和清掃					
浄化槽汚泥	許	相楽郡広域事務組合 大谷処理場	大阪湾 広域臨海 環境整備 センター	/	
	可				機クリーンサービス山城
					(株)相楽清掃
					(有)フシミ
					相楽商事
					大和清掃
		城南衛生(株)			
平安衛生開発(株)					

4 処理計画

種類	収 集・運 搬			中間処理（し尿処理）			
	収集区域	収集量	運搬先別内訳量	処理主体及び施設	処理量	残渣（焼却灰量）	処分方法
し 尿	木津川市	1,967	1,967	相楽郡広域事務組合	1,967	6	埋 立 処 分
	笠置町	672	672		672	2	
	和束町	845	845		845	2	
	精華町	325	325	相楽郡広域 事務組合 大谷処理場 76kℓ / 日	325	1	
	南山城村	213	213		213	1	
	合 計	4,021	4,021		4,021	12	

種類	収 集・運 搬			中間処理（し尿処理）			
	収集区域	収集量	運搬先別内訳量	処理主体及び施設	処理量	残渣（焼却灰量）	処分方法
浄 化 槽 汚 泥	木津川市	4,905	4,905	相楽郡広域事務組合	4,905	15	埋 立 処 分
	笠置町	572	572		572	2	
	和束町	678	678		678	2	
	精華町	666	666	相楽郡広域 事務組合 大谷処理場 76kℓ / 日	666	2	
	南山城村	903	903		903	3	
	合 計	7,723	7,723		7,723	24	

最 終 処 分					
埋 立 処 分			堆肥化処分		
処理主体及び施設	量	処理主体及び施設	量	処理主体及び施設	量
相楽郡広域事務組合	t / 年	相楽郡広域事務組合	t / 年		t / 年
委 託 (し尿焼却汚泥) 大 阪 湾 広 域 臨 海 環 境 整 備 セ ン タ ー	12	(浄化槽汚泥焼却汚泥) 大 阪 湾 広 域 臨 海 環 境 整 備 セ ン タ ー	24	(清掃汚泥) 八光海運(株)	100

5 収集・運搬の概要

処理主体 種類	処理主体	収集区域の範囲	収集回数	収集の方法	
し 尿	相楽郡広域事務組合		回/月	各戸収集	
	委 託	㈱クリーンサービス山城：津路正志	木津川市・笠置町・和束町・精華町・南山城村		1
		㈱相楽清掃：上田雅幸	木津川市・和束町・南山城村		
		(有)フシミ：西田昇二	木津川市		
		相楽商事：小山伸一	木津川市・和束町・精華町		
大和清掃：竹田浩子		木津川市・笠置町・南山城村			
浄 化 槽 汚 泥	許 可	㈱クリーンサービス山城：津路正志	京都府木津川市及び相楽郡	回/年	各戸収集
		㈱相楽清掃：上田雅幸	〃		
		(有)フシミ：西田昇二	〃		
		相楽商事：小山伸一	〃		
		大和清掃：竹田浩子	〃		
		城南衛生㈱：津路昭彦	〃		
		平安衛生開発㈱：中川将子	〃		

6 中間処理施設の概要

施設名称	相楽郡広域事務組合大谷処理場
処理主体	相楽郡広域事務組合
所在地	京都府木津川市山城町上狛大谷181番地
処理方式	高負荷脱窒素処理方式+高度処理（砂ろ過・活性炭）
処理能力	76kℓ /日
処理量	37kℓ /日
残渣量	36t /年

7 清掃汚泥処分施設の概要

施設名称	八光海運株式会社処理施設
処分委託業者	八光海運株式会社
所在地	熊本県上天草市大矢野町登立三年ヶ浦 3357 番 1
処理方式	機械乾燥+堆肥化
処理能力	53.5 t /日
処理量	100 t /年

8 住民に対する広報・啓発活動

- ・各市町村広報誌及び相楽郡広域事務組合ホームページにて、し尿、浄化槽汚泥処理の適正化、生活環境の保全等について住民に周知徹底させる。

相楽郡広域事務組合大谷処理場基幹的設備改良事業スケジュール(案)

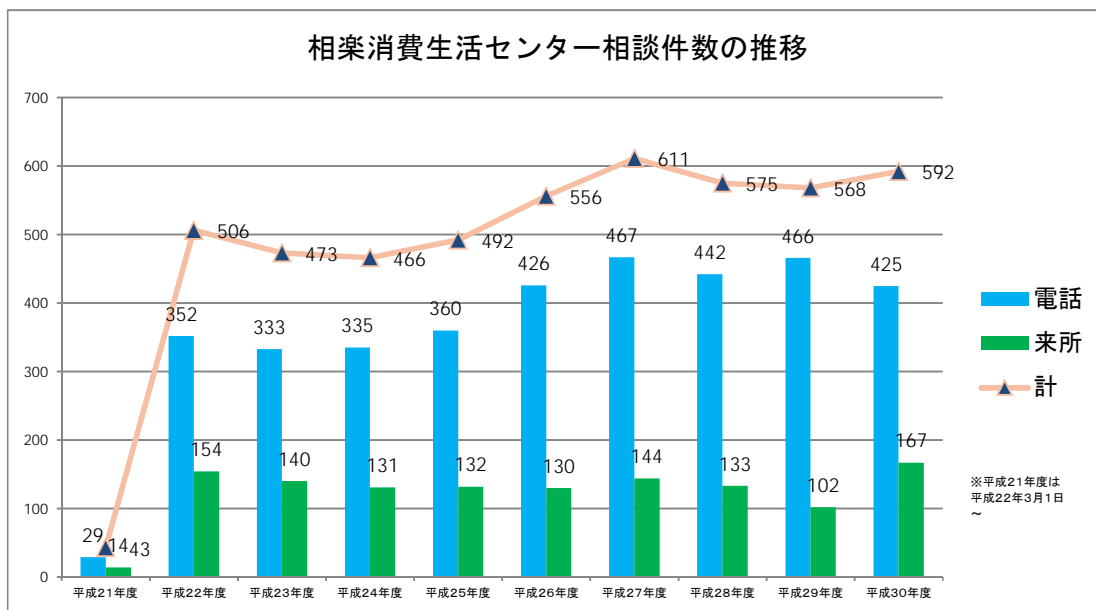
年度 区分		平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)
計画	施設整備構想	←→						
	生活排水処理基本計画策定		←→					
	長寿命化総合計画策定			←→				
	循環型社会形成推進地域計画策定				←→			
	精密機能検査	←→			←→			
	生活環境影響調査					←→		
業者選定	要綱類・入札説明書、要求水準書等作成					←→		
	参加資格審査					● 公示 ↔		
	技術提案書審査					←→		
	入札・契約						↔	
設計・施工	実施設計						↔	
	施設改良工事施工							←→
	各種申請・届出書類の作成							←→
	設計・施工監理							←→

【資料-3】

相楽消費生活センター相談件数の推移

(単位：件、%)

年 度 市町村名	H21年度 (H22.3)	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	合 計	割 合
	木津川市	32	300	304	291	315	364	392	375	340		
笠置町	0	11	5	8	5	5	6	1	3	5	49	1.0
和束町	0	24	12	13	8	15	16	11	17	15	131	2.7
精華町	8	134	130	127	143	150	162	169	182	176	1,381	28.3
南山城村	2	25	16	12	14	12	17	9	13	12	132	2.7
その他	1	12	6	15	7	10	18	10	13	18	110	2.2
合 計	43	506	473	466	492	556	611	575	568	592	4,882	100.0
電 話	29	352	333	335	360	426	467	442	466	425	3,635	74.5
来 所	14	154	140	131	132	130	144	133	102	167	1,247	25.5



相楽消費生活センター相談件数比較表

単位：件、%

区分 市町村	電 話				来 所				合 計			
	H30年度	H29年度	差引	増減率	H30年度	H29年度	差引	増減率	H30年度	H29年度	差引	増減率
木津川市	254	272	△ 18	△ 6.6	112	68	44	64.7	366	340	26	7.6
笠置町	4	3	1	33.3	1	0	1	皆増	5	3	2	66.7
和束町	11	13	△ 2	△ 15.4	4	4	0	0.0	15	17	△ 2	△ 11.8
精華町	136	158	△ 22	△ 13.9	40	24	16	66.7	176	182	△ 6	△ 3.3
南山城村	9	12	△ 3	△ 25.0	3	1	2	200.0	12	13	△ 1	△ 7.7
その他	11	8	3	37.5	7	5	2	40.0	18	13	5	38.5
合 計	425	466	△ 41	△ 8.8	167	102	65	63.7	592	568	24	4.2

平成30年度相楽消費生活センター相談受付表

単位：件、%

市町村名	年月 種別	H30												H31			合計	割合
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
木津川市	電話	27	28	27	21	16	20	25	19	24	16	15	16	254				
	来所	6	10	9	9	5	10	12	14	10	13	9	5	112				
	計	33	38	36	30	21	30	37	33	34	29	24	21	366	61.82			
笠置町	電話	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	1	0	4				
	来所	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1				
	計	0	0	0	1	0	1	0	2	0	0	1	0	5	0.85			
和束町	電話	0	0	0	1	2	0	2	2	2	1	0	1	11				
	来所	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	4				
	計	0	2	0	1	2	0	2	2	3	1	1	1	15	2.53			
精華町	電話	7	11	4	14	12	8	19	15	17	8	7	14	136				
	来所	3	3	5	1	0	3	3	3	5	3	6	5	40				
	計	10	14	9	15	12	11	22	18	22	11	13	19	176	29.73			
南山城村	電話	1	0	0	1	1	0	1	1	1	2	1	0	9				
	来所	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	3				
	計	1	0	0	1	1	0	2	1	2	2	1	1	12	2.03			
その他	電話	0	0	2	1	3	0	1	2	1	0	0	1	11				
	来所	0	0	3	0	0	1	0	0	1	1	1	0	7				
	計	0	0	5	1	3	1	1	2	2	1	1	1	18	3.04			
合計	電話	35	39	33	39	34	28	48	41	45	27	24	32	425	71.79			
	来所	9	15	17	10	5	15	16	17	18	17	17	11	167	28.21			
	計	44	54	50	49	39	43	64	58	63	44	41	43	592	100.00			
相談日数		20	21	21	21	23	18	22	21	19	19	19	20	244				
1日当たりの件数		2.2	2.6	2.4	2.3	1.7	2.4	2.9	2.8	3.3	2.3	2.2	2.2	2.4				

※平成25年度から巡回相談廃止
 ※平成30年度から相談員2人体制

平成30年度 消費生活相談（商品別分類） 統計データ

相模消費生活センター

コードNo	内 容	件数	コードNo	内 容	件数
① A 00	商品一般	99	10	土地・建物・設備一般	0
10	食品一般	1	20	土地	0
21	穀類	1	31	建物一般	5
22	魚介類	1	32	集合住宅	15
23	肉類	0	33	戸建住宅	11
24	乳卵類	0	I 34	他の建物	2
25	野菜・海草	0	40	住宅構成材	4
26	油脂・調味料	0	51	空調・冷暖房・給湯設備	13
B 31	果物	0	52	衛生設備	7
32	菓子類	0	53	屋外装備品	5
33	飲料	0	54	他の住宅設備	3
34	酒類	1	J 00	他の商品	0
40	調理食品	0	P 00	役務一般	5
51	健康食品	19	10	金融・保険一般	0
52	食料品その他	1	20	生命保険	9
10	住居品一般	2	30	損害保険	3
21	食生活機器	2	35	その他の保険	3
22	食器・台所用品	3	Q 70	預貯金・証券等	1
23	洗濯・裁縫道具	1	75	デリバティブ取引	2
24	掃除用具	1	76	ファンド型投資商品	4
C 25	洗浄剤等	3	80	融資サービス	8
31	空調・冷暖房機器	4	90	他の金融関連サービス	4
32	家具・寝具	7	70	運輸・輸送サービス一般	0
33	室内装備品	0	71	旅客運送サービス	1
34	照明器具	2	72	郵便・貨物運送サービス	1
40	他の住居品	1	R 80	放送・通信サービス一般	0
10	光熱水品一般	0	81	電報・固定電話	1
20	電気	8	82	移動通信サービス	7
30	ガス	1	83	放送・コンテンツ等	61
40	石油	2	84	インターネット通信サービス	24
50	水道	2	10	教育一般	0
60	他の光熱水品	0	20	学校教育	0
10	被服品一般	1	S 30	補習教育	4
20	和服	2	40	他の教育	0
31	洋服一般	0	10	教養・娯楽一般	0
34	子供洋服	1	20	旅行代理業	1
35	洋装下着	3	30	宿泊施設	0
E 36	紳士・婦人洋服	7	T 40	教育・講座	9
41	履物	2	50	観覧・観賞	2
42	かばん	2	60	各種会員権	0
43	アクセサリー	2	70	他の教養・娯楽	3
44	他の身の回り品	2	10	保健・福祉一般	0
50	生地・糸類	0	21	医療	6
60	他の被服品	0	22	理美容	6
10	保健衛生品一般	1	U 23	浴場	1
20	医薬品	0	24	衛生サービス	5
30	医療用具	3	31	保育	0
F 40	化粧品	10	32	老人福祉・サービス	4
50	理美容器具・用品	0	40	他の保健・福祉	0
60	他の保健衛生品	2	10	外食・食事宅配	3
10	教養娯楽品一般	0	V 20	冠婚葬祭	3
20	文具・事務用品	1	30	家事サービス	1
21	パソコン・パソコン関連用品	9	40	役務その他	17
25	電話機・電話機用品	3	15	内職・副業一般	1
30	学習教材	1	W 30	自動販売機	0
40	書籍・印刷物	7	40	内職・副業	1
G 50	音響・映像製品	4	50	無限連鎖講	0
60	スポーツ用品	2	X 00	他の行政サービス	5
71	カメラ類	0	10	消費者運動（消費者問題一般）	0
72	時計	3	20	家庭管理	0
73	他の光学機器	2	30	健康管理	0
80	玩具・遊具	4	Z 40	相隣関係	7
91	楽器	1	50	慣習・しきたり	0
92	他の教養娯楽品	10	60	婚姻	0
10	車両・乗り物一般	0	70	相続	5
20	自動車	11	80	相談その他	46
30	自動車用品	4		合 計	592
H 40	自転車・用品	0			
50	運搬用具	1			
60	他の乗り物	0			

※PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）により集計

平成30年度 相楽消費生活センター消費者啓発実績

1 消費生活講座

回	日 時	内 容	場 所
1	9月18日(火) 13:30~15:30 参加者17人 (申込者:22人) ※30.9.4台風21号のため延期	テーマ:「消費者トラブル最前線!」 ~こちらは相楽消費生活センターです~ 講 師:相楽消費生活センター 消費生活相談員 渡邊 孝子 テーマ:「悪い奴らに騙されないで!」 ~特殊詐欺・悪質商法等の被害の現状と対策~ 講 師:京都府木津警察署生活安全課生活安全係警部補 近藤 勇二 氏	相楽会館 大ホール
2	9月20日(木) 9:00~16:00 参加者20人 (申込者:41人)	テーマ:「味にこだわる“京の米職人”講座&蒸留所見学」 内 容:国宝石清水八幡宮参詣 八幡市の人気米職人のお話(試食付き) 昼食:さくらであい館(八幡市) サントリー山崎蒸留所見学(大阪府島本町)	八幡市 大阪府島本町
3	9月26日(水) 13:30~15:30 参加者27人 (申込者:30人)	テーマ:「シニア世代のためのネット・スマホ最新事情」 講 師:特定非営利活動法人なら情報セキュリティ総合研究所理事長 帝塚山大学経済経営学部経済経営学科 教授 日置 慎治 氏	相楽会館 大ホール
4	9月29日(土) 13:30~15:30 参加者12人 (申込者:14人)	テーマ:「若者のスマホやネット最新事情」 ~保護者・大人として知っておくべきこと、できること~ 講 師:特定非営利活動法人なら情報セキュリティ総合研究所理事長 帝塚山大学経済経営学部経済経営学科 教授 日置 慎治 氏	相楽会館 大ホール
5	10月13日(土) 13:30~15:30 参加者17人 (申込者:20人)	山城地域消費生活リレー講座2018 テーマ:「日々の暮らしと再生可能エネルギー」 ~2018年9月のヨーロッパ視察を踏まえて~ 講 師:京都府地球温暖化防止活動推進センター事務局長 木原浩貴 氏	SEIKAクリエイターズインキュベーションセンター KICK内
6	10月24日(水) 10:00~15:00 参加者22人 (申込者:27人)	テーマ:「秋の鹿背山満喫体験」 内 容:柿狩り(鹿背山地区) 昼食:あいほうす鹿背山 カップの上絵付け(うわえつけ)体験 講 師:陶芸作家 福田 藍 氏	あいほうす 鹿背山他

◎参加者数:115人

2 消費生活出前講座

①<一般・高齢者>

回	月日・参加者数	団体名	市町村名	テ ー マ
1	5月17日(木) 参加者:20人	和東町社会福祉協議会	和東町	消費生活(安心・安全)教室
2	6月21日(木) 参加者:22人	精華町老人クラブ連合会	精華町	最近の特殊詐欺の実態
3	7月4日(水) 参加者:20人	北ノ堂すてき65メイト	精華町	特殊詐欺の実態
4	7月6日(金) 参加者:21人	相楽更生保護女性会山城支部	木津川市	消費者被害の防止対策
5	7月10日(火) 参加者:22人	里長寿会	精華町	高齢者を狙う悪質業者の実態
6	7月13日(金) 参加者:15人	相楽更生保護女性会南加茂地区	木津川市	最近の多い詐欺等の事件、防衛法等
7	7月23日(月) 参加者:8人	特定非営利活動法人精華町体育協会	精華町	平成30年度夏休み自由研究 夏休み子ども教室~食べ物の糖度を測ってみよう~
8	7月27日(金) 参加者:20人	相楽更生保護女性会笠置地区	笠置町	消費者被害を防ぐ~深めよう地域の連帯や家族の絆~
9	7月30日(月) 参加者:16人	特定非営利活動法人精華町体育協会	精華町	平成30年度夏休み自由研究 夏休み子ども教室~食べ物の糖度を測ってみよう~

10	8月23日(木) 参加者:18人	木津川市社会福祉協議会相楽台支部	木津川市	特殊詐欺予防講座
11	8月24日(金) 参加者:60人	木津川市ケアマネ会	木津川市	消費者被害にあってしまう消費者心理について
12	9月10日(月) 参加者:14人	精華町老人クラブ連合会精華台プラチナ会	精華町	悪質商法の新しい手口ほか
13	9月25日(火) 参加者:20人	きたいないきいきサロン	精華町	最近の消費者被害について
14	10月11日(木) 参加者:149人	京都府グランド・ゴルフ協会山城南ブロック	精華町	悪質商法の新しい手口
15	10月19日(金) 参加者:13人	社会福祉法人いづみ福祉会	木津川市	マルチ商法等の危険と断り方
16	10月29日(月) 参加者:54人	北稲八間長寿会	精華町	最近の消費者トラブルの実態と防止策
17	11月8日(木) 参加者:45人	乾谷喜楽会「趣味の会」	精華町	悪質商法にご用心
18	11月15日(木) 参加者:35人	大里元気お助け隊「元気体操、くつろぎカフェ」	木津川市	高齢者被害、振り込め詐欺など
19	11月20日(火) 参加者:33人	精華町社会福祉協議会・絆カフェ	精華町	悪質商法お断り、ネット被害、商品事故など
20	12月16日(日) 参加者40人	石寺老人クラブ松寿会	和束町	悪質商法や振り込め詐欺などの被害未然防止
21	12月21日(金) 参加者:18人	南稲わいわいくらぶ	精華町	最近の消費者トラブルの実態と防止策
22	1月10日(月) 参加者:23人	公益社団法人 精華町シルバー人材センター	精華町	高齢者を狙う悪質業者の実態など
23	1月21日(月) 参加者:21人	さあ:これから塾	精華町	オレオレ詐欺に気をつけて
24	1月27日(日) 参加者:36人	木津川市南加茂台自治会1丁目地区会	木津川市	悪質商法から生活を守る
25	2月26日(火) 参加者:21人	精華町老人クラブ連合会(女性部長会議)	精華町	悪質商法の新しい手口
26	2月27日(水) 参加者:21人	北ノ堂すてき65メイト体操クラブ	精華町	悪質商法にご用心
27	3月15日(金) 参加予定者:17人	南山村村民生児童委員協議会	南山村	最近の消費者トラブルの実態と防止策
28	3月27日(水) 参加予定者:18人	光台4丁目サロンゆうゆう	精華町	振込詐欺について

参加者数:820人(26団体)

②<学校・教育委員会>

回	月日・参加者数	団体名	市町村名	テーマ
1	5月11日(金) 参加者:39人	木津川市立相楽台小学校(4年生2クラス)	木津川市	環境についての学習
2	6月27日(水) 参加者:39人	木津川市立相楽台小学校(4年生2クラス)	木津川市	地球温暖化についての学習
3	10月27日(土) 参加者:37人	木津川市立相楽台小学校(4年生2クラス)	木津川市	フードマイレージについての学習
4	1月18日(金) 参加者:72人	木津川市立山城中学校(2年A組・B組)	木津川市	「消費者としての力を付けよう」
5	1月19日(土) 参加者:38人	木津川市立相楽台小学校(4年生2クラス)	木津川市	玉ねぎ染め
6	1月21日(月) 参加者:33人	木津川市立相楽台小学校(5年生2クラス)	木津川市	じょうずに使おう!お金や物
7	1月25日(金) 参加者:50人	木津川市立高の原小学校(5年生2クラス)	木津川市	じょうずに使おう!お金や物
8	1月31日(木) 参加者:6人	相楽東部広域連合笠置小学校(5・6年生)	笠置町	じょうずに使おう!お金や物
9	2月6日(水) 参加者:56人	木津川市立木津中学校(2年生4組・5組)	木津川市	より良い消費生活のために
10	2月7日(木) 参加者:85人	木津川市立木津中学校(2年生1組・2組・3組)	木津川市	より良い消費生活のために
11	2月21日(木) 参加者:40人	木津川市立上狛小学校(5年生2クラス)	木津川市	じょうずに使おう!お金や物
12	3月4日(月) 参加者:133人	精華町立精華中学校(2年生2クラス・2クラス)	精華町	食に関する指導
13	3月11日(月) 参加者:83人	精華町立精華台小学校(4年生1組・2組・3組)	精華町	インターネットやオンラインゲームのルール・マナーと危険性

参加者数:8校20回711人(小学校5校11回365人、中学校3校9回346人)

③<見守りネットワーク>

回	月日・参加者数	団体名	市町村名	テーマ
1	4月18日(水) 参加者:25人	和束町民生児童委員協議会	和束町	消費者被害の事例に関する情報提供
2	7月18日(水) 参加者:23人	和束町民生児童委員協議会	和束町	ネットトラブルについて説明し、消費者被害の事例に関する情報提供
3	10月17日(水) 参加者:23人	和束町民生児童委員協議会	和束町	相楽地域の消費者被害の事例に関する情報提供と自然災害時の知識及びリフォームの知識
4	1月23日(水) 参加者:17人	和束町民生児童委員協議会	和束町	相楽地域の消費者被害の事例に関する情報提供と年金の知識

参加者数:88人(1団体)

●市町村毎の申込み状況

市町村	回数	割合	参加人数
木津川市	21(3)	40%	687
笠置町	2(0)	4%	26
和束町	6(1)	12%	148
精華町	22(0)	42%	741
南山城村	1(0)	2%	17
計	52(4)	100%	1,619

(): 土日祝・時間外

3 各市町村まつり等へのブース出展

市町村名・イベント名	月日	啓発ティッシュ配布数(個)	備考
消費生活フェスタ2018	5月19日(土)	200	
木津川市 やましろまつり	11月4日(日)	500	本部配布
木津川市 環境まつり	11月10日(土)	500	本部配布
木津川市 木の津まつり	11月11日(日)	500	クイズ実施100人
木津川市 かもまつり	10月27日(土) ~10月28日(日)	500	本部配布
笠置町 鍋-1グランプリ	12月2日(日)	500	クイズ実施100人
笠置町 もみじまつり	11月17日(土)	500	本部配布
和束町 茶源郷まつり	11月10日(土)~11月11日(日) 11月11日(日)参加	500	クイズ実施100人
精華町 せいいか祭り	11月18日(日)	500	クイズ実施100人
南山城村 むら生き生きまつり	11月23日(金・祝)	500	クイズ実施100人
地域で見守る、支える認知症	2月2日(土)	100	
合計		4,800	

4 各市町村広報誌への啓発記事掲載

掲載号	テーマ
4月号	“仮想通貨”の投資は必ず儲かる？
5月号	簡単に、確実に利益が出る?? ネットビジネスにご注意!
6月号	ますます手がこんできた架空請求にご注意
7月号	「アダルトサイトのトラブル解決」をうたう悪質な業者にご注意! ~相談は公的機関へ~
8月号	リボ払いだったの? ~必ずクレジットカードの利用明細書の確認を~
9月号	「訪問販売の勧誘にご注意!」~クーリング・オフ制度について~
10月号	中学生の息子がスマートフォンでゲームをし、高額な請求が来た!
11月号	自然災害などの住宅修理のトラブルにご注意!
12月号	年末年始内職商法にご注意!
1月号	賃貸物件を退去するときのトラブルを避けるにはどうしたらいい?
2月号	仮想通貨に関連付けた投資にはご注意!
3月号	光回線サービスの電話勧誘にはご注意!

5 「消費者月間」事業（消費生活フェスタ2018）

回	日時	内容	場所
1	5月19日(土) 10:00~16:00 参加者数350人	<p>◎共 催 京都府山城広域振興局・京都府木津警察署・相楽中部消防組合 消防本部・奈良県消費生活センター・奈良市消費生活センター・ 相楽郡広域事務組合（相楽消費生活センター）</p> <p>◎主 管 相楽郡広域事務組合（相楽消費生活センター）</p> <p>◎テ ー マ 消費者被害・特殊サギ撲滅</p> <p>◎内 容</p> <p>○第1部 10:00~14:30 展示・啓発グッズの配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本物・偽物ブランド品展示 ・住宅火災や製品事故などについての周知 ・子どもかるた・かるた作成 ・缶バッジをつくろう! ・消費者クイズ ・消費生活相談ほか <p>(14:30~15:00 レイアウト変更)</p> <p>○第2部 15:00~16:00 寸劇・漫才等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱式 一日センター長、一日警察署長 ・寸劇:奈良県くらしの安心・安全パター 「グループあんあん」 ・漫才:タナからイケダ(よしもとクリエイティブ・エージェンシー) ・サギの流行歌:京都府木津警察署 	イオンモール 高の原 2F 平安コート

6 ホームページからの情報提供

7 啓発リーフレット等の配布

No.	資料名	資料の目的	対象者	配布・配置場所	作成部数
1	ポケットティッシュ	啓発グッズ	一般	各市町村まつり等	10,000個
2	ボールペン	啓発グッズ	一般	出前講座・各市町村等	1,000本
3	中学生の消費生活 HANDBOOK	消費者教育用教材	中学生	構成市町村内各中学校	8,000冊
4	啓発メッセージ入り消しゴム	啓発グッズ	小中学生	構成市町村内各小中学校	9,000個
5	くらしの豆知識	情報提供	消費生活講座 参加者	消費生活講座・各市町村等	140冊
6	見守りワークブック	情報提供	一般	出前講座等	100冊
7	クリアファイル(エンカル消費)	啓発グッズ	若者	構成市町村内各小中学校・高校	20,000枚
8	「見守る大人も知っておきたい！若者の 消費者トラブル対策BOOK」	情報提供	小中学校 教員等	構成市町村内各小中学校・高校	100冊

8 山城地域消費生活リレー講座（再掲）

回	日時	内容	場所
1	10月13日(土) 13:30~15:30 出席者17人 (申込者:20人)	山城地域消費生活リレー講座2018 テーマ:「日々の暮らしと再生可能エネルギー」 ~2018年9月のヨーロッパ視察を踏まえて~ 講師:京都府地球温暖化防止活動推進センター事務局長 木原浩貴氏	SEIKAクリエイターズインキュベーションセンター KICK内
2	11月11日(日) 9:00~16:00 参加者: 木の実の工作 76人 カルタづくり 20人	山城地域消費生活リレー講座2018(和束町) 茶源郷まつり 「テーマ:木の実の工作、金融カルタを作ろう」	和束運動公園 付近
3	11月23日(金・祝) 10:00~15:00 参加者: 木の実の工作 11人 カルタづくり 10人	山城地域消費生活リレー講座2018(南山城村) むら活き生きまつり 「テーマ:木の実の工作、金融カルタを作ろう」	南山城村総合 グラウンド

●主催 京都府・宇治市・城陽市・八幡市・京田辺市・木津川市・久御山町・宇治田原町
井手町・精華町・和束町・笠置町・南山城村・相楽郡広域事務組合



消費者庁 消費者ホットライン188イメージキャラクター イヤヤン

相楽消費生活センター
(0774) 72-9955
fax.(0774) 72-9933



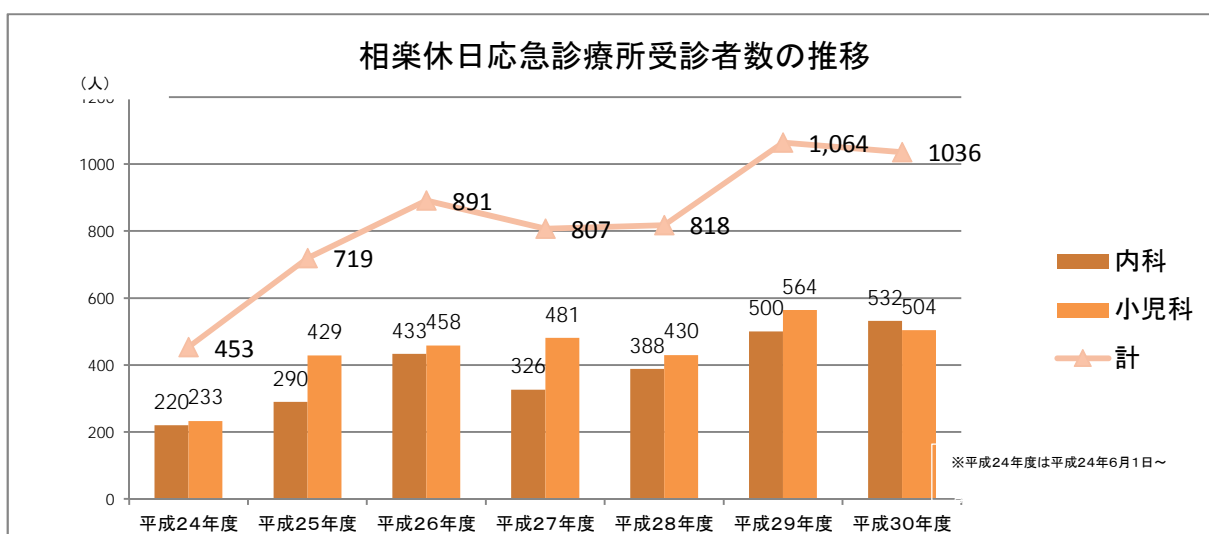
**相談すれば
楽になる**

- 相談日/月曜日～金曜日(祝、休日、年末年始を除く)
- 相談時間/午前9時～正午、午後1時～4時
- 所在地/木津川市木津上戸15番地 相楽会館内

相楽休日応急診療所受診者数の推移

(単位：人、%)

市町村名	年度		平成24年度 (6月～)		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		合 計	割 合
	年度	市町村名	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率		
木津川市			300		497		566		552		523		733		714		3,885	67.1
笠置町			7		11		7		2		2		5		3		37	0.7
和束町			22		21		16		19		25		20		18		141	2.4
精華町			106		164		244		191		233		240		240		1,418	24.5
南山城村			3		3		16		9		5		6		9		51	0.9
その他			15		23		42		34		30		60		52		256	4.4
合 計			453		719		891		807		818		1,064		1,036		5,788	100.0
内 科	比率		220	48.6	290	40.3	433	48.5	326	40.4	388	47.4	500	47.0	532	51.4	2,689	46.5
小児科			233	51.4	429	59.7	458	51.5	481	59.6	430	52.6	564	53.0	504	48.6	3,099	53.5



平成30年度相楽休日応急診療所受診状況表(総括)

単位：人、%

年月	H30.4		H30.5		H30.6		H30.7		H30.8		H30.9		H30.10		H30.11		H30.12		H31.1		H31.2		H31.3		合計			
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
市町村名																												
木津川市	47	74.6	41	61.1	26	86.7	26	63.5	20	51.4	42	65.5	32	84.2	35	74.4	110	62.8	217	67.2	76	81.7	42	75.0	714	68.9		
笠置町	1	1.6	0	0.0	0	0.0	1	2.4	0	0.0	0	0.0	1	2.6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	0.3		
和束町	0	0.0	2	3.0	0	0.0	2	4.9	2	5.1	1	1.6	0	0.0	2	4.3	4	2.3	3	0.9	1	1.1	1	1.8	18	1.7		
精華町	12	19.0	16	23.9	4	13.3	11	26.8	7	17.9	17	26.6	5	13.2	10	21.3	52	29.7	80	24.8	13	14.0	13	23.2	240	23.2		
南山城村	1	1.6	3	4.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.6	3	0.9	1	1.1	0	0.0	9	0.9		
小計	61	96.8	62	92.5	30	100.0	40	97.6	29	74.4	60	93.7	38	100.0	47	100.0	167	95.4	303	93.8	91	97.9	56	100.0	984	95.0		
京都府内	0	0.0	2	3.0	0	0.0	0	0.0	5	12.8	1	1.6	0	0.0	0	0.0	3	1.7	3	0.9	0	0.0	0	0.0	14	1.2		
奈良県内	1	1.6	1	1.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.6	0	0.0	0	0.0	1	0.6	4	1.2	2	2.1	0	0.0	10	0.9		
三重県内	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0		
その他	1	1.6	2	3.0	0	0.0	1	2.4	5	12.8	2	3.1	0	0.0	0	0.0	4	2.3	13	4.1	0	0.0	0	0.0	28	2.9		
小計	2	3.2	5	7.5	0	0.0	1	2.4	10	25.6	4	6.3	0	0.0	0	0.0	8	4.6	20	6.2	2	2.1	0	0.0	52	5.0		
合計	63	100.0	67	100.0	30	100.0	41	100.0	39	100.0	64	100.0	38	100.0	47	100.0	175	100.0	323	100.0	93	100.0	56	100.0	1,036	100.0		
内科	34	54.0	47	70.1	10	33.3	25	61.0	7	17.9	29	45.3	14	36.8	19	40.4	88	50.3	206	63.8	31	33.3	22	39.3	532	51.4		
小児科	29	46.0	20	29.9	20	66.7	16	39.0	32	82.1	35	54.7	24	63.2	28	59.6	87	49.7	117	36.2	62	66.7	34	60.7	504	48.6		

診療日数	6日	7日	4日	6日	5日	7日	5日	6日	7日	8日	5日	6日	72日
1日当たりの受診者数	10.5人	9.6人	7.5人	6.8人	7.8人	9.1人	7.6人	7.8人	25.0人	40.4人	18.6人	9.3人	14.4人

平成30年度相楽休日応急診療所受診状況表(内科)

単位：人、%

年月 市町村名	H30.4		H30.5		H30.6		H30.7		H30.8		H30.9		H30.10		H30.11		H30.12		H31.1		H31.2		H31.3		合 計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
木津川市	24	70.7	28	59.6	8	80.0	14	56.0	5	71.4	16	55.3	11	78.6	13	68.4	52	59.2	128	61.9	22	70.9	16	72.7	337	63.4
笠置町	1	2.9	0	0.0	0	0.0	1	4.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.4
和束町	0	0.0	1	2.1	0	0.0	1	4.0	1	14.3	1	3.4	0	0.0	0	0.0	4	4.5	2	1.0	1	3.2	0	0.0	11	2.1
精華町	7	20.6	12	25.5	2	20.0	8	32.0	0	0.0	9	31.0	3	21.4	6	31.6	25	28.4	57	27.7	5	16.2	6	27.3	140	26.3
南山城村	1	2.9	2	4.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.1	3	1.5	1	3.2	0	0.0	8	1.5
小 計	33	97.1	43	91.5	10	100.0	24	96.0	6	85.7	26	89.7	14	100.0	19	100.0	82	93.2	190	92.1	29	93.5	22	100.0	498	93.7
京都府内	0	0.0	1	2.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	2.3	3	1.5	0	0.0	0	0.0	6	1.1
奈良県内	1	2.9	1	2.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	3.4	0	0.0	0	0.0	1	1.1	3	1.5	2	6.5	0	0.0	9	1.7
三重県内	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	0	0.0	2	4.3	0	0.0	1	4.0	1	14.3	2	6.9	0	0.0	0	0.0	3	3.4	10	4.9	0	0.0	0	0.0	19	3.5
小 計	1	2.9	4	8.5	0	0.0	1	4.0	1	14.3	3	10.3	0	0.0	0	0.0	6	6.8	16	7.9	2	6.5	0	0.0	34	6.3
合 計	34	100.0	47	100.0	10	100.0	25	100.0	7	100.0	29	100.0	14	100.0	19	100.0	88	100.0	206	100.0	31	100.0	22	100.0	532	100.0

平成30年度相楽休日応急診療所受診状況表(小児科)

単位：人、%

年月 市町村名	H30.4		H30.5		H30.6		H30.7		H30.8		H30.9		H30.10		H30.11		H30.12		H31.1		H31.2		H31.3		合 計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
木津川市	23	79.4	13	65.0	18	90.0	12	74.9	15	46.9	26	74.2	21	87.5	22	78.6	58	66.8	89	76.1	54	87.1	26	76.5	377	74.8
笠置町	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	4.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.2
和束町	0	0.0	1	5.0	0	0.0	1	6.3	1	3.1	0	0.0	0	0.0	2	7.1	0	0.0	1	0.9	0	0.0	1	2.9	7	1.4
精華町	5	17.2	4	20.0	2	10.0	3	18.8	7	21.9	8	22.9	2	8.3	4	14.3	27	31.0	23	19.5	8	12.9	7	20.6	100	19.8
南山城村	0	0.0	1	5.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.2
小 計	28	96.6	19	95.0	20	100.0	16	100.0	23	71.9	34	97.1	24	100.0	28	100.0	85	97.8	113	96.5	62	100.0	34	100.0	486	96.4
京都府内	0	0.0	1	5.0	0	0.0	0	0.0	5	15.6	1	2.9	0	0.0	0	0.0	1	1.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	8	1.6
奈良県内	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.9	0	0.0	0	0.0	1	0.2
三重県内	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	1	3.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	12.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.1	3	2.6	0	0.0	0	0.0	9	1.8
小 計	1	3.4	1	5.0	0	0.0	0	0.0	9	28.1	1	2.9	0	0.0	0	0.0	2	2.2	4	3.5	0	0.0	0	0.0	18	3.6
合 計	29	100.0	20	100.0	20	100.0	16	100.0	32	100.0	35	100.0	24	100.0	28	100.0	87	100.0	117	100.0	62	100.0	34	100.0	504	100.0

平成30年度 相楽休日応急診療所疾患別患者数

	診療 日数	呼吸器 感染症	呼吸器 疾患	消化器 感染症	消化器 疾患	循環器 疾患	皮膚科	外傷	泌尿器	伝染性 ウイルス	その他	合 計
4月	6	40	0	9	1	0	6	0	3	1	3	63
5月	7	40	0	15	0	0	5	0	1	3	3	67
6月	4	17	0	9	0	0	2	0	0	2	0	30
7月	6	22	0	8	4	0	4	0	1	0	2	41
8月	5	24	1	2	0	0	4	0	1	4	3	39
9月	7	39	1	6	0	0	10	0	2	3	3	64
10月	5	28	2	2	0	0	4	1	0	1	0	38
11月	6	31	1	4	0	0	4	0	2	4	1	47
12月	7	85	3	13	3	0	7	0	1	57	6	175
1月	8	87	0	13	0	0	0	0	4	217	2	323
2月	5	44	0	4	0	0	2	0	1	41	1	93
3月	6	28	1	9	2	0	1	0	0	11	4	56
合計	72	485	9	94	10	0	49	1	16	344	28	1,036
割合	—	46.8%	0.9%	9.1%	1.0%	0.0%	4.7%	0.1%	1.5%	33.2%	2.7%	100.0%

病気の内容	かぜ 気管支炎	喘息	胃腸炎 腸炎	胃潰瘍	高血圧症 不整脈	蕁麻疹 皮膚炎	切創 挫創	膀胱炎 尿管結石	インフルエンザ 水痘	中耳炎 筋肉痛
-------	------------	----	-----------	-----	-------------	------------	----------	-------------	---------------	------------

○相楽郡広域事務組合同規約

昭和56年 8月 1日規約第1号 改正 平成 4年11月30日規約第1号
改正 平成16年 4月 1日規約第1号 改正 平成19年 1月26日規約第1号
改正 平成19年10月22日規約第2号 改正 平成21年10月16日規約第1号
改正 平成23年10月11日規約第1号

(組合の名称)

第1条 この組合は、相楽郡広域事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、木津川市・笠置町・和束町・精華町及び南山城村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 広域市町村圏の振興整備に関する計画策定及び同計画に基づく事業の実施のための連絡調整に関する事務
- (2) 前号の計画に基づく次に掲げる広域的な事業の実施に関する事務
 - ア 文化に関する事業
 - イ 人材活用及び人材育成に関する事業
 - ウ 健康づくり及びスポーツ活動に関する事業
 - エ 相楽休日応急診療所の設置及び管理運営に関する事業
 - オ 交流に関する事業
 - カ 地域情報化に関する事業
 - キ 地域イベントの開催に関する事業
 - ク 観光に関する事業
 - ケ 地域経済・地場産業の振興に関する事業
- (3) 相楽会館施設の設置及び管理運営に関する事務
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく一般廃棄物のうち、し尿処理施設の設置及び管理運営並びに経営の業務及びし尿処理に関する事務
- (5) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定による浄化槽清掃業及び廃棄物処理法第7条第1項の規定による一般廃棄物処理業（浄化槽汚泥の収集及び運搬を行う浄化槽清掃業の許可を有する者に限る。）の許可に関する事務
- (6) 消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第2項の規定に基づく消費生活センターの設置及び管理運営に関する事務

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、京都府木津川市木津上戸15番地 相楽会館内に置く。

(組合の議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は14人とし、その選出区分は、次のとおりとする。

木津川市	5人
笠置町	2人
和束町	2人
精華町	3人
南山城村	2人

- 2 組合議員は、関係市町村の議会において議員の中から選挙する。
- 3 組合議員に欠員を生じたときは、当該欠員となった議員を選挙した関係市町村の議会は、直ちに補欠選挙を行わなければならない。

(組合議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、関係市町村の議会の議員の任期による。

(議会の議長及び副議長)

第7条 組合の議会に議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、組合の議会において組合議員の中から選挙する。
- 3 議長及び副議長の任期は、組合議員としての任期による。

(理事会)

第8条 組合に理事会を置く。

- 2 理事は、関係市町村の長をもって充てる。
- 3 理事会に代表理事1人を置く。
- 4 代表理事は、理事が互選する。
- 5 代表理事は、理事会に関する事務を処理し、理事会を代表する。
- 6 前各項に定めるもののほか、理事会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

(会計管理者)

第9条 組合に会計管理者を置く。

- 2 会計管理者は、代表理事の属する市町村の会計管理者の職にある者をもって充てる。

(監査委員)

第10条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、理事会が組合の議会の同意を得て、財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下「識見を有する者」という。)及び組合の議会の議員のうちから選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は1人とする。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(事務局)

第11条 組合に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事会で任免する。
- 4 事務局長その他の職員の定数は、条例で定める。
- 5 第3条第1号及び第2号に関する事務処理をするため幹事会を置く。

(経費の支弁の方法)

第12条 組合の経費は、組合の事業により生ずる収入、関係市町村の分担金、その他の収入をもって充てる。

- 2 前項の分担金の総額及び関係市町村に分賦する額は、理事会が組合議会の議決を経て定める。

(基金)

第13条 組合に、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金(以下「基金」という。)を設ける。

- 2 基金は、関係市町村の出資金及び京都府の補助金により設置する。
- 3 関係市町村からの出資金の額は、別表の出資金合計欄の額とする。
- 4 基金の運用から生じる収益は、第3条第2号の事業を実施するための財源に充てる。
- 5 基金に属する財産のうち、関係市町村からの出資金総額及び京都府からの補助金に相当する額は、これを処分することができない。
- 6 組合が解散するときには、基金に属する財産は、出資金の額の割合に応じ、関係市町村に帰属する。

附 則

- 1 この規約は、京都府知事の許可のあった日から施行する。

2 組合は、京都府知事の許可のあった日の前日をもって廃止する相楽地区広域市町村圏協議会並びに同日をもって解散する相楽郡町村事務組合及び相楽郡衛生管理組合の事務を承継する。

附 則

- 1 この規約は、京都府知事の許可のあった日から施行する。
- 2 この規約の施行の際、現に在職する監査委員は、その任期が満了するまでの間、改正後の相楽郡広域事務組合規約第8条第2項の規定により選任された監査委員とみなす。

附 則

- 1 この規約は、京都府知事の許可のあった日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成19年3月12日から施行する。
- 2 平成18年度の木津川市に係る分担金は、この規約による改正後の相楽郡広域事務組合規約第12条第2項の規定にかかわらず、分賦しないこととし、平成18年度中に山城町、木津町及び加茂町に対して分賦した分担金を、木津川市に分賦した分担金とみなす。
- 3 この規約による改正前の相楽郡広域事務組合規約第11条第3項の規定による山城町、木津町及び加茂町の出資金の額は木津川市が承継する。

附 則

- 1 この規約は、京都府知事の許可のあった日から施行する。
- 2 この規約の施行の際、現に組合の収入役の職にある者は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

附 則

この規約は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この規約は、京都府知事の許可のあった日から施行する。

別表（第13条関係）

種別 市町村名	人 口 割 合		均等割(30%) (千円)	人口割(70%) (千円)	出資金合計 (千円)
	人 口(人)	比率(%)			
木津川市	50,963	62.1	81,000	273,860	354,860
（旧）山城町	9,365	11.4	27,000	50,270	77,270
（旧）木津町	24,552	29.9	27,000	131,860	158,860
（旧）加茂町	17,046	20.8	27,000	91,730	118,730
笠置町	2,319	2.8	27,000	12,350	39,350
和束町	6,234	7.6	27,000	33,520	60,520
精華町	18,359	22.4	27,000	98,780	125,780
南山城村	4,171	5.1	27,000	22,490	49,490
計	82,046	100.0	189,000	441,000	630,000

備考

- 1 人口割合の欄の「人口」とは、平成4年3月31日現在における住民基本台帳登録人口及び外国人登録人口を合計したものである。
- 2 木津川市の数値は、合併前の山城町、木津町及び加茂町から承継された数値を合計したものである。

○相楽郡広域事務組合分担金条例

(昭和56年8月制定)

改正 昭和57年 4月 7日条例第 2号 改正 平成 7年12月14日条例第4号
改正 平成16年 4月30日条例第 4号 改正 平成19年 3月13日条例第7号
改正 平成19年11月26日条例第13号 改正 平成21年10月23日条例第4号
改正 平成23年12月 5日条例第 2号 改正 平成29年11月29日条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、相楽郡広域事務組合同規約(昭和56年8月1日規約第1号)第12条の規定により相楽郡広域事務組合分担金に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(分担金の徴収及び割合)

第2条 分担金は次の割合で徴収する。

(1) 規約第3条第1号及び第3号に要する経費

固定的経費

共通経費分

市町村割 100%

直接経費分

人口割 100%

運営的経費

人口割 100%

(2) 規約第3条第2号(エ)に要する経費

固定的経費

共通経費分

市町村割 100%

直接経費分

人口割 100%

運営的経費

人口割 50%

受診者数割 50%

(3) 規約第3条第4号に要する経費のうち現在のし尿処理施設の設置(平成9年度から平成12年度までの更新整備及び平成14年度の水源地整備をいう。以下同じ。)に係る公債費(以下「公債費」という。)を除く経費及び第5号に要する経費

固定的経費

平成13年度搬入予定量割(計画処理量割) 50%

平成13年度からの搬入実績量による割合 50%

運営的経費

搬入量実績割 100%

大規模改修経費

平成13年度からの搬入量実績による割合 100%

(4) 規約第3条第4号に要する経費のうち公債費に要する経費

市町村割 10%

平成13年度町村搬入量実績割 90%

(ただし、市町村割は、木津川市7分の3、その他町村各々7分の1の割合とする。)

(5) 規約第3条第6号に要する経費

固定的経費

共通経費分

市町村割 100%

直接経費分

人口割 100%

運営的経費

人口割 50%

相談件数割 50%

(規則への委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和56年8月1日から適用する。

(人口割の扱い)

2 第2条第1号及び第2号に規定する「人口割」にあつては、前年度の12月31日現在における各市町村の住民基本台帳人口及び外国人登録人口の合計数値を用いるものとする。

(市町村搬入量実績割の扱い)

3 第2条第3号に規定する「市町村搬入量実績割」にあつては、前年(1月1日から12月31日まで)にし尿処理施設へ搬入された市町村別のし尿及び浄化槽汚泥の搬入量を用いるものとする。

(平成13年度町村搬入量実績割の扱い)

4 第2条第4号に規定する「平成13年度町村搬入量実績割」にあつては、平成13年度(4月1日から翌年3月31日まで)にし尿処理施設へ搬入された町村別(木津川市にあつては山城町、木津町及び加茂町の合計数値)のし尿及び浄化槽汚泥の搬入量を用いるものとする。

附 則 (昭和57年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則 (平成7年条例第4号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

(市町村割の特例)

2 平成19年度の分担金に係る市町村割は、この条例による改正後の相楽郡広域事務組合分担金条例(以下「改正後条例」という。)第2条の規定にかかわらず、平成18年4月1日現在の町村数により算定することとし、木津川市は、山城町、木津町及び加茂町(以下「旧3町」という。)に係る3町分の分担金の合計額を負担する。

(市町村搬入量実績割の特例)

3 木津川市における平成19年度及び平成20年度の分担金に係る市町村搬入量実績割は、平成19年度にあつては改正後条例附則第3項による旧3町分の合計数値を、平成20年度にあつては改正後条例附則第3項による木津川市及び旧3町分合計数値を用いるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成20年度分の分担金から適用する。
(平成20年度から平成23年度までの分担金の額の特例)
- 2 平成20年度から平成23年度までの構成市町村に対する規約第3条第1号及び第3号から第5号にかかる分担金の額は、この条例による改正後の相楽郡広域事務組合分担金条例第2条の規定によりそれぞれの年度ごとに算出した金額(以下「改正後の分担金額」という。)に、改正後の分担金額から改正前の相楽郡広域事務組合分担金条例第2条の規定によりそれぞれの年度ごとに算出した金額を差し引いた金額に、平成20年度にあつては0.8を、平成21年度にあつては0.6を、平成22年度にあつては0.4を、平成23年度にあつては0.2をそれぞれ乗じた額(千円未満の端数がある場合はこれを四捨五入する)を控除(負数の場合は加算)した額とする。ただし、当該算出された構成市町村に対する規約第3条第1号及び第3号から第5号にかかる分担金の額の総額が分担金の総額と差異が生じた場合は、千円未満の端数処理の多少により調整するものとする。

附 則(平成21年条例第4号)

この条例は、平成22年3月1日から施行する。

附 則(平成23年条例第2号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、平成30年度分の分担金から適用する。

○相楽郡広域事務組合分担金規則

(平成19年11月制定)

改正 平成21年11月 2日規則第4号 平成23年12月19日規則第2号
平成24年 2月 3日規則第1号 平成27年 2月25日規則第1号
平成29年11月29日規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、相楽郡広域事務組合分担金条例(昭和56年8月制定。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(算出基準)

第2条 条例第2条に規定する分担金の割合の算出基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 条例第2条第1号、第2号及び第5号に定める市町村割の算出基準は、各市町村とも5分の1の割合とする。
- (2) 条例第2条第1号、第2号及び第5号に定める人口割の算出基準は、前年度の3月31日現在における各市町村の住民基本台帳人口の数値とする。
- (3) 条例第2条第2号に定める受診者数割の算出基準は、前年度の1月1日から当該年度の12月31日の間に休日応急診療所で診察を受けた市町村別の受診者数とする。ただし、組合を組織する地方公共団体以外の市町村からの受診者数は、受診者数割の算出基準に含めないものとする。
- (4) 条例第2条第3号に定める平成13年度搬入予定量割(計画処理量割)の算出基準は、木津川市49.74%、笠置町4.47%、和束町7.24%、精華町27.63%及び南山城村10.92%の割合とする。
- (5) 条例第2条第3号に定める搬入量実績割の算出基準は、前年度の1月1日から当該年度の12月31日の間にし尿処理施設へ搬入された市町村別のし尿及び浄化槽汚泥の搬入量とする。
- (6) 条例第2条第4号に定める平成13年度町村搬入量実績割の算出基準は、平成13年度(4月1日から翌年3月31日まで)にし尿処理施設へ搬入された町村別(木津川市にあっては山城町、木津町及び加茂町の合計数値)のし尿及び浄化槽汚泥の搬入量とし、次に定める量とする。

木津川市	17,394.4kl
笠置町	1,849.0kl
和束町	3,747.7kl
精華町	7,972.2kl
南山城村	2,090.9kl

- (7) 条例第2条第5号に定める相談件数割の算出基準は、前年度の1月1日から当該年度の12月31日の間に消費生活センターで相談を受けた市町村別の相談件数とする。ただし、組合を組織する地方公共団体以外の市町村からの相談件数は、相談件数割の算出基準に含めないものとする。

(委任)

第3条 この規則に定めるほか、分担金の徴収について必要な事項は、理事会で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成20年度分の分担金から適用する。
(搬入量実績割の特例)
- 2 第2条第5号に定める搬入量実績割の算出基準は、平成23年度分から当分の間、搬入量実績割の対象経費から過年度においてふん尿にかかるし尿処理手数料（組合が売り捌いた分に限る。以下「手数料」という。）の単価とふん尿にかかるし尿収集運搬業務委託料（組合が売り捌いた手数料にかかる分に限る。以下「委託料」という。）の単価とに差額が生じていた期間における搬入量実績に伴い発生するこれまでの手数料収入と委託料支出の累計額に収支不足が生じた場合における当該収支不足の額を控除した経費に対して適用し、当該収支不足の額にかかる搬入量実績割の算出基準は、第2条第5号の規定にかかわらず、手数料収入と委託料支出の累計額において生じる収支不足の額を適用する。

ただし、平成27年4月1日から平成27年9月30日までの間にあっては、この期間におけるふん尿の搬入にかかるし尿処理手数料負担金収入の額と委託料（この場合においては、組合を組織する地方公共団体が売り捌いた手数料にかかる分に限る。）支出の額との差額を加算する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年規則第4号）

この規則は、平成22年3月1日から施行する。

附 則（平成23年規則第2号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度予算から適用する。ただし、第2条第2号の規定は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年7月15日法律第77号）の施行の日から施行する。
(受診者数割の特例)
- 2 平成24年度の分担金に係る受診者数割の算出基準は、この規則による改正後の相楽郡広域事務組合分担金規則第2条第3号の規定（ただし書の規定を除く。）にかかわらず、平成24年6月1日から同年12月31日の間に休日応急診療所で診察を受けた市町村別の受診者数とする。

附 則（平成24年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第1号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、平成30年度分の分担金から適用する。

○相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金設置条例

(平成4年12月制定)

改正 平成19年3月7日条例第4号 平成24年2月28日条例第3号

(設置)

第1条 相楽郡広域事務組合同規約（以下「規約」という。）第3条第2号に規定する事業を円滑かつ効果率的に行い、もって相楽地区広域市町村圏の振興を図るため、規約第13条の規定に定める相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は7億円とする。

- 2 必要があるときは、予算の定めるところにより、基金に追加して積み立てることができる。
- 3 前項の規定により積み立てが行われたときは、基金の額は、積立金相当額増額するものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により、保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、ふるさと市町村圏振興事業特別会計歳入歳出予算に計上して、第1条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるものとする。この場合において、剰余金が生じたときは、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その一部を処分することができる。

- 2 前項の規定により処分することのできる額は、基金の額から組合を組織する市町村の基金に対する出資金相当額及び基金に対する京都府の補助金を控除した額とする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、代表理事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第2条第1項の規定にかかわらず、平成4年度における基金の額は、予算の定めるところによる。

附 則（平成19年条例第4号）

この条例は、平成19年3月12日から施行する。

附 則（平成24年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

○相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計設置条例

(平成4年12月制定)

改正 平成19年3月7日条例第3号 平成23年12月5日条例第2号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金(以下「基金」という。)の運用によって生ずる収益を活用して行う相楽郡広域事務組合同規約第3条第2号に規定する事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第2条 この会計においては、基金からの繰入金、市町村分担金、府支出金その他諸収入をもってその歳入とし、事業費その他の諸支出をもってその歳出とする。

(弾力条項の適用)

第3条 この会計においては、地方自治法第218条第4項の規定により弾力条項を適用することができるものとする。ただし、その適用範囲は、規約第3条第2号(エ)に該当する経費に係る部分とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成19年3月12日から施行する。

附 則

この条例は、平成24年度予算から適用する。

歴代代表理事・組合議会議長・副議長・監査委員・公平委員会委員・事務局長

●歴代代表理事

就任期間	氏名
昭和56. 8. 1～昭和57. 5. 31	宗 英昭 (和束町長)
昭和57. 6. 1～昭和57. 6. 7	井上 藤治 (精華町長)
昭和57. 6. 8～昭和59. 7. 31	森岡 喜一 (加茂町長)
昭和59. 8. 1～昭和61. 7. 31	滝口 吉一 (笠置町長)
昭和61. 8. 1～昭和63. 7. 31	井上 藤治 (精華町長)
昭和63. 8. 1～平成 2. 7. 31	宗 英昭 (和束町長)
平成 2. 8. 1～平成 6. 7. 31	森山 茂樹 (南山城村長)
平成 6. 8. 1～平成15. 4. 24	稲垣 守 (加茂町長)
平成15. 5. 15～平成15. 10. 23	鋤田 利秋 (精華町長)
平成15. 10. 27～平成17. 10. 26	難波 久士 (加茂町長)
平成17. 10. 27～	木村 要 (精華町長)

●歴代組合議会議長

就任年月	氏名
昭和56. 8	大崎 鉄平 (精華町議会議長)
昭和58. 7	住岡 康生 (加茂町議会議長)
昭和60. 9	福島 武 (山城町議会議長)
昭和62. 9	坂口 正夫 (笠置町議会議長)
昭和63. 12	平沼 清弘 (南山城村議会議長)
平成 3. 6	坂本 俊孝 (笠置町議会議長)
平成 4. 12	福島 武 (山城町議会議長)
平成 5. 7	坂本 俊孝 (笠置町議会議長)
平成 7. 3	今井 昭光 (山城町議会議長)
平成12. 9	村城 康裕 (和束町議会議長)
平成13. 5	高岡 貢 (山城町議会議長)
平成15. 6	中井 喜彦 (和束町議会議長)
平成17. 5	木村 浩三 (山城町議会議長)
平成19. 5	奥野 卓士 (精華町議会議長)
平成21. 5	北 猛 (南山城村議会議長)
平成23. 5	尾崎 輝雄 (木津川市議会議長)
平成25. 5	杉浦 正省 (精華町議会議長)
平成27. 5	杉岡 義信 (笠置町議会議長)
平成29. 5	高味 孝之 (木津川市議会議長)
令和元. 6	杉浦 正省 (精華町議会議長)

●歴代組合議会副議長

就任年月	氏名
昭和56. 8	吉田 峯数 (和束町議会議長)
昭和58. 7	光橋 政治 (木津町議会議長)
昭和60. 9	坂口 正夫 (笠置町議会議長)
昭和62. 9	三桝 武男 (木津町議会議長)
平成元. 12	木村 清司 (加茂町議会議長)
平成 3. 6	竹内 文雄 (和束町議会議長)
平成 4. 12	西嶋 宗一 (和束町議会議長)
平成 6. 12	今井 昭光 (山城町議会議長)
平成 7. 3	木村 年男 (南山城村議会議長)
平成 8. 7	木村 要 (精華町議会議長)
平成 9. 6	前田 勝 (和束町議会議長)
平成10. 12	林 辰男 (和束町議会議長)
平成11. 12	村城 康裕 (和束町議会議長)
平成12. 9	奥野 卓士 (精華町議会議長)
平成15. 6	岡田 博治 (山城町議会議長)
平成17. 5	村上 吉彦 (精華町議会議長)
平成19. 5	手仲 圓容 (南山城村議会議長)
平成19. 11	北 猛 (南山城村議会議長)
平成21. 5	中野 重高 (木津川市議会議長)
平成23. 5	杉浦 正省 (精華町議会議長)
平成25. 5	西岡 良祐 (笠置町議会議長)
平成27. 2	杉岡 義信 (笠置町議会議長)
平成27. 5	倉 克伊 (木津川市議会議長)
平成29. 5	杉浦 正省 (精華町議会議長)
令和元. 6	小西 啓 (和束町議会議長)

●歴代監査委員

就任年月	氏 名	氏 名
昭和56. 8	伊藤 謙藏	河井 末治
昭和58. 7	伊藤 謙藏	片畑 長治
昭和60. 9	伊藤 謙藏	池尻 晴
平成 3. 7	伊藤 謙藏	山際 勇
平成 5. 8	伊藤 謙藏	石橋 平和
平成 6. 12	伊藤 謙藏	木村 要
平成 8. 7	伊藤 謙藏	吉岡 弘
平成12. 7	伊藤 謙藏	木村 武夫
平成13. 6	伊藤 謙藏	伝宝 和平
平成13. 12	堂坂 政男	伝宝 和平
平成15. 6	堂坂 政男	山本 亨
平成17. 5	堂坂 政男	山本 喜章
平成17. 12	新 義輝	山本 喜章
平成19. 5	新 義輝	木村 浩三
平成21. 5	高見 進	杉浦 正省
平成23. 5	高見 進	北 猛
平成24. 5	高見 進	新田 晴美
平成25. 5	仲北 悦雄	西岡 努
平成27. 5	仲北 悦雄	杉浦 正省
平成29. 5	仲北 悦雄	岡田 勇
令和元. 6	仲北 悦雄	山本 和延

●歴代公平委員会委員

就任年月	氏 名	氏 名	氏 名
昭和56. 8	久保田音市	富岡 数正	福岡 清
昭和57. 10	田中 忠一	富岡 数正	福岡 清
昭和59. 3	北森 一郎	富岡 数正	福岡 清
平成 4. 3	北森 一郎	富岡 数正	駒 重則
平成 8. 3	永井 一彰	富岡 数正	駒 重則
平成 9. 12	永井 一彰	中田 晋	駒 重則
平成17. 12	永井 一彰	小西 利昭	駒 重則
平成20. 3	村城 康裕	小西 利昭	駒 重則
平成21. 5	村城 康裕	谷中 憲二	駒 重則
平成25. 12	村城 康裕	井澤 孝子	駒 重則
平成26. 12	村城 康裕	井澤 孝子	藤木美能里
平成30. 4		井澤 孝子	藤木美能里
平成30. 11	森脇 美隆	井澤 孝子	藤木美能里

●歴代事務局長

就 任 期 間	氏 名
昭和56. 8. 1～昭和57. 5. 31	増田 三郎
昭和57. 8. 10～昭和60. 3. 31	増田 三郎
昭和60. 4. 1～平成 3. 3. 31	竹内 一夫
平成 3. 4. 1～平成 9. 5. 31	小池 長司
平成 9. 6. 1～平成17. 3. 31	馬場 正彦
平成17. 4. 1～平成25. 3. 31	林 幸造
平成25. 4. 1～	福田 全克

執行機関

理事会

代表理事	精華町長	木村	要
理事	木津川市長	河井	規子
理事	笠置町長	西村	典夫
理事	和束町長	堀	忠雄
理事	南山城村長	手仲	圓容

会計管理者 精華町会計管理者 俵谷 浩二

組合議会

議長	精華町議会議長	杉浦	正省
副議長	和束町議会議長	小西	啓

議会運営委員会

委員長	精華町議会議員	宮崎	睦子
副委員長	和束町議会議員	岡田	勇

事務局職員

事務局長	福田	全克
次長兼消費生活センター長	國子	慶順
主査	南山	新治

相楽郡広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

平成30年6月20日現在

役 職	氏 名	所 属	現 職 等
委 員	下田 香織	京都弁護士会	弁 護 士
委 員	大島 佳代子	精華町情報公開・個人情報保護審査会委員	同志社大学教授
委 員	高橋 良成	木津川市情報公開・個人情報保護審査会会長職務代理者	
委 員	北澤 三茂	和束町情報公開審査会委員 和束町個人情報保護審査会委員	
委 員	森嶋 徹	南山城村情報公開・個人情報保護審査会委員	

※任期 平成30年6月20日から令和2年6月19日まで（2年間）

相楽郡広域事務組合行政不服審査会委員名簿

平成30年6月20日現在

役 職	氏 名	所 属	現 職 等
委 員	大倉 英士	京都弁護士会	弁 護 士
委 員	大島 佳代子	相楽郡広域事務組合情報公開・ 個人情報保護審査会委員	同志社大学教授
委 員	高橋 良成	相楽郡広域事務組合情報公開・ 個人情報保護審査会委員	
委 員	北澤 三茂	相楽郡広域事務組合情報公開・ 個人情報保護審査会委員	
委 員	森嶋 徹	相楽郡広域事務組合情報公開・ 個人情報保護審査会委員	

※任期 委嘱の日から当該委員の委嘱に係る当該事件に関する調査審議が終了した日まで

相楽郡広域事務組合の概要

発行／令和元年6月

編集／**相楽郡広域事務組合事務局**

〒619-0214 京都府木津川市木津上戸15番地

相楽会館内

TEL 0774-72-0421

FAX 0774-72-0470

e-mail:kouiki@souraku-kyoto.or.jp

みんなで作る
人と文化の交差点
相楽

